

# 死刑制度に関する資料

平成 20 年 6 月  
衆議院調査局法務調査室

「衆議院立法情報ネットワークシステム」(イントラネット)の「立法調査情報」にて本資料の電子ファイル(PDFファイル)を閲覧することができます。

<電子ファイルへのアクセス方法>

「立法調査情報」をクリック 「委員会別一覧」で法務委員会を選択してクリック 「トピックス情報」をクリック 「法務調査室作成資料」をクリック 「死刑制度に関する資料」をクリック 電子ファイルが開きます。

## はじめに

近年、我が国においては、被害者感情を重視した厳罰化の流れの中で、死刑判決が増加しており、未執行の死刑確定者数も急増している。平成 16 年の内閣府の世論調査においても、「場合によっては死刑もやむを得ない」と考える人たちが約 8 割に上る。

しかしながら、他方で、欧州連合（E U）が死刑の廃止を加盟の条件とするなど、欧州を中心に死刑廃止に向かう国際的な流れがあることは周知のとおりである。

死刑制度の是非については、古くから各国における激しい議論があるが、平成 21 年 5 月に始まる裁判員制度では、国民が死刑の適用を判断する場面が出てくることから、我が国においても、死刑制度をめぐる議論が今後活発になることが予想される。

本資料は、我が国の死刑制度について議論する上での参考に資するため、我が国及び各国の死刑制度の現状等に係る公表資料と当室作成に係る関係資料をとりまとめたものである。

平成 20 年 6 月 衆議院調査司法務調査室



# 目 次

第1	死刑制度の概要	1
1	死刑を法定刑とする犯罪の種類	1
2	執行場所	2
3	執行方法等	2
4	死刑確定者の処遇	3
第2	我が国における死刑制度の歴史	5
1	古代	5
2	中世	6
3	近世	7
4	近代以降	8
第3	死刑の現状	10
1	近年における死刑判決等の推移	10
2	死刑執行に関する情報開示	11
3	死刑廃止を推進する議員連盟	12
4	終身刑の創設を目指す超党派の議員連盟の設立	13
5	世論の動向	14
6	死刑廃止をめぐる主な国際的動向	20

## 参 考 資 料 等

第4	参考資料	25
資料1	死刑廃止国と存置国の分布	26
資料2	各国における死刑執行の方法	28

資料3	死刑制度に関する条約等	29
資料4	死刑確定者の処遇状況に関するアンケート結果	38
第5	死刑制度に関する国会における議論の状況	44
1	死刑制度をめぐる議論	47
2	死刑の実情	65
3	死刑確定者の権利等	90
4	死刑制度をめぐる内外の動向	96

## 第1 死刑制度の概要

我が国においては、殺人罪等 18 種類の犯罪について、法定刑として死刑を規定している。

死刑の執行方法、手続、死刑確定者の処遇等については、刑法のほか、刑事訴訟法、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）等に規定が置かれている。

### 1 死刑を法定刑とする犯罪の種類

死刑を法定刑とする犯罪は、以下のとおりである。

#### 刑法

内乱首謀（第 77 条第 1 項第 1 号）

外患誘致（第 81 条）

外患援助（第 82 条）

現住建造物等放火（第 108 条）

激発物破裂（第 117 条第 1 項前段）

現住建造物等浸害（第 119 条）

汽車転覆等致死（第 126 条第 3 項）

往来危険による汽車転覆等致死（第 127 条、第 126 条第 3 項）

水道毒物等混入致死（第 146 条後段）

殺人（第 199 条）

強盗致死（第 240 条後段）

強盗強姦致死（第 241 条後段）

#### 爆発物取締罰則

爆発物使用（第 1 条）

#### 航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律

航空機墜落等致死（第 2 条第 3 項）

航空機の強取等の処罰に関する法律

航空機強取等致死（第2条）

人質による強要行為等の処罰に関する法律

人質殺害（第4条）

決闘罪ニ関スル件

決闘殺人（第3条、刑法第199条）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

組織的な殺人（第3条第1項第3号、第2項）

## 2 執行場所

刑事収容施設法第178条第1項において、「死刑は、刑事施設内の刑場において執行する。」ことが定められている。刑場が設置されているのは、札幌刑務所、宮城刑務所、東京拘置所、名古屋拘置所、大阪拘置所、広島拘置所、福岡拘置所の7施設である。

## 3 執行方法等

「死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。」ことが定められている（刑法第11条第1項）。具体的には、執行を受ける者の乗っている床が開き、それによって執行を受ける者が落ち、そのときに首に縄がかかっているため自重で死亡に至るといった形式（踏み板式開落方式）となっている（明治6年太政官布告第65号）。

執行の手続については、法務大臣の命令（刑事訴訟法第475条第1項）及び検察官の執行指揮（刑事訴訟法第472条第1項）が必要であり、法務大臣から死刑執行の命令があったときは、検察官は、死刑執行指揮書により刑事施設の長に対し死刑の執行を指揮することとなっている（執行事務規程第10条）。執行には検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者が立会い（刑事訴訟法第477



条第 1 項)、 刑事施設の長の職務上の命令<sup>1</sup>に従い、 職員が執行することとされている。

執行後、 執行を受けた者の家族等に対し、 執行の事実の通知が行われる。

また、 死刑の執行をした場合には、「 刑事施設の長は、 遅滞なく刑事施設の所在地の市町村長に死亡の報告をしなければならない。」ことが定められている( 戸籍法第 90 条第 1 項)。

#### 4 死刑確定者の処遇

以下の引用条文は「 刑事収容施設法」のもの

##### (1) 処遇の原則

死刑確定者の処遇に当たっては、 その者が心情の安定を得られるようにすることに留意するものとし( 第 32 条第 1 項) 必要に応じ、 民間の篤志家の協力を求め、 心情の安定に資すると認められる助言、 講話その他の措置を執るものとされている( 第 32 条第 2 項) 。 この点、 各施設では死刑確定者の心情の安定を図るため、 希望者には教誨師による宗教教誨の機会の付与、 請願作業の奨励、 短歌などの趣味面での余暇活動の援助等の種々の措置が講じられている。

##### (2) 処遇の態様

死刑確定者の処遇は、 居室外において行うことが適当と認める場合を除き、 昼夜、 居室において行い( 第 36 条第 1 項) 死刑確定者の居室は、 単独室とされている( 第 36 条第 2 項) 。 居室の広さは、 ほとんどが 2 m ( 幅 ) × 4 m ( 奥行き ) 程度で、 4 畳間 ( 3 畳間 + 1 畳の板敷きトイレ・洗面所 ) であり、 大阪と福岡は 3 畳間と、 他より 1 畳狭いとのことである。( 「 死刑確定者の処遇状況に関するアンケート」 日本弁護士連合会 平成 18 年 1 月 ~ 2 月 ) 。

死刑確定者が心情の安定を得るため有益と認められる場合には、 他の被収容者との接触を許すことも可能とされている( 第 36 条第 3 項) 。

---

<sup>1</sup> 国家公務員法第 98 条第 1 項には、「 職員は、 その職務を遂行するについて、 法令に従い、 且つ、 上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」と定められている。

このほか、起居動作等の時間帯等、物品の貸与等及び自弁等の被収容者一般に適用される規定は、死刑確定者にも適用される。

### (3) 外部交通

外部交通については、従来、監獄法の下で発出された通達<sup>2</sup>において、死刑確定者の「心情の安定」等を根拠に制約が課されていた。このことにより、運用上親族以外の者との外部交通がほとんど認められてこなかったとの指摘がなされていた。

その後、平成 19 年 6 月に刑事収容施設法が施行されたことにより、面会及び信書の発受の相手方について

親族

重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

心情の安定に資すると認められる者

については原則許すこととなっている。さらに、相手方が ないし 以外の者であっても、その者との交友関係の維持等を必要とする事情があり、かつ、面会及び信書の発受により規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認めるときは、面会及び信書の発受を許すこととなっている。(第 120 条及び第 139 条)

なお、死刑確定者の面会には、立会い等をさせるものとされたが、訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため立会い等をさせないことを相当とする事情があり、相当と認めるときは、立会等を行わせないこととなっている(第 121 条)。また、死刑確定者が発受する信書については、すべて検査を行わせることとなっている(第 140 条第 1 項)。

---

<sup>2</sup> 昭和 38 年法務省矯正局長依命通達「死刑確定者の接見及び信書の発受について」。

## 第2 我が国における死刑制度の歴史

### 1 古代

#### (1) 刑罰制度としての死刑の出現

死刑が刑罰制度として出現したのは、仁徳天皇の時代（5世紀前半）であるとされる。古事記仁徳天皇記には「死刑（ころすつみ）」と記され、隋書倭国伝には「殺人強盗及姦皆死」と記されている。

死刑の執行方法としては、絞、斬、<sup>ばん</sup>焚（焼殺）があったが、そのほか特殊の死刑として、犯罪人を死刑に処した後に<sup>きょうしゅ</sup>梟首（さらし首）せしめる刑もあった。

#### (2) 律令制が実施された時代の死刑

律令制が実施された時代の死刑は、大宝・養老両律令<sup>3</sup>の規定では、絞、斬の二種類があった。斬は首を斬り、絞は、今日の吊刑の別称である絞首刑ではなく、首を<sup>くび</sup>縊り<sup>4</sup>、死に到らしめるものであった。いずれも、京においては、東西の市で行ない、衆目にさらしたが、これは刑罰の威嚇的效果をねらったものといわれている。

このように、律の規定では絞、斬の二種類だけであったのが、宝亀4（773）年に放火と盗賊に格殺（殴り殺す）の刑を用いるようになってから、死刑は、絞、斬、格殺の三刑となった。

なお、死刑については、必ず天皇に奏報して裁可を必要とされた。

#### (3) 律の刑罰の種類

律の刑罰の種類については、諸説があるが、主な見解では次のように説明されている。すなわち、律における刑罰は正刑<sup>5</sup>と<sup>じゆん</sup>閏刑に分かれ、正刑というのは、一般人に科せられる刑であり、閏刑とは位のある者、僧侶など特定の者だけに科せられる刑であった。

<sup>3</sup> 大宝律令 701 年制定。養老律令 718 年制定。

<sup>4</sup> 首をしめて人を殺す。

<sup>5</sup> 正刑は、正規の刑罰であって、苔(ち)、杖(じょう)、徒(ず)、流(る)、死(し)の五刑がある。苔も杖も木の小枝で臀(しり)を打つのであるが、苔は細く杖は太い。徒は現在の懲役に相当する。流には遠、中、近の三等があり、妻妾とともに、特定の土地に強制移住させ、1 年間は労役に服させる制度であるといわれている。

#### (4) 刑を減刑する傾向

律令制定以後、犯罪処罰法の変化として、刑を減刑する傾向の生じたことが指摘されている。聖武天皇が神亀2(725)年に詔して、諸国の現禁囚徒に対して、死罪は流に従い、流罪は徒に従うなどとしたことが、その例であるとされる。

平安時代になってからは、嵯峨天皇の弘仁元(810)年9月11日、藤原仲成が死刑に処せられて後は、少なくとも朝臣<sup>あそみ</sup><sup>6</sup>について、たとえ死刑の判決が下されても別勅で、遠流に処する慣行が生まれた。後白河天皇の保元元(1156)年に、保元の乱後源為義らに死刑を科するまで、26代346年間、平将門や平忠常が梟首された特例を除いては、實際上、死刑が執行されることはなかったといわれている。

## 2 中世

### (1) 鎌倉時代

鎌倉幕府の刑罰は、生命刑、自由刑、財産刑、荣誉刑及び肉刑に分けることができるが、律に規定された笞、杖、徒、流、死の五刑の中で、鎌倉幕府の襲用したものは、死刑の中の斬刑及び流刑の中の遠流だけであって、その他の刑は廃絶した。生命刑としては斬刑一種であるが、これを<sup>ふん</sup>勿刑、死罪等ともいった。ときに、断罪ともいわれた(御成敗式目第33条)。また、重罪には梟首も行われたといわれている。

### (2) 室町時代

この時代における刑罰体系の変遷としては、おおよそ鎌倉時代の継続であったが、梟首のことを獄門と呼ぶようになり、死刑に切腹が行われるようになったといわれている。

---

<sup>6</sup> 684年に制定された八色(やくさ)の姓(かばね)の第二位。最初は皇別の有力な氏に与えられたが、平安時代以降、有力な氏や皇子皇孫にも与えられるようになった。

### (3) 戦国時代及び安土桃山時代

刑罰体系としては、戦国時代的風潮を反映して苛酷な刑罰が行われた。この時代における刑罰の目的は、縁坐・連坐制の採用や見懲らしめ<sup>みご</sup>の徹刑主義から、一般的予防主義(威嚇主義)を基調としたといわれている。

死刑には<sup>はりつけ</sup>磔、<sup>くしざし</sup>逆さ磔、<sup>のこぎりびき</sup>串刺、<sup>うしざき</sup>鋸挽、<sup>くるまざき</sup>牛裂、<sup>ひあぶり</sup>車裂、<sup>かまいり</sup>火焙、<sup>すまき</sup>釜煎、<sup>すまき</sup>簀巻のような残酷なものが行われていた。この時代の磔は西洋より伝来したといわれている。串刺は磔の一種といわれる。鋸挽は、罪人を土中に生埋めにし、頭首を地上に出させて、<sup>たけのこぎり</sup>竹鋸で挽くものである。逆さ磔も、鋸挽も源平時代にも行われたようであるが、広く行われたのは戦国時代である。牛裂は、罪人の両足を二頭の牛に結び付けて牛を走らせて、罪人の両脇を牽き裂かせる刑である。車裂は、車二輛に片足ずつ結び付けて両方へ牽かせて、両脇を裂く刑である。火焙は罪人を火で焙り殺すこと、釜煎は、罪人を釜の中に投じて煮殺す刑である。簀巻は当時<sup>ふしづけ</sup>臥漬といわれたもので、罪人を簀巻にして、水中に投ずる刑である。

## 3 近世

### 江戸時代

江戸幕府は、初め刑事事件に関して法典をもうけることはなく、江戸時代前期には、逆さ磔、牛裂など戦国時代にみられたような残酷な刑罰も行われていた。

寛保2(1742)年4月八代将軍吉宗のときに「公事方御定書」(以下「御定書」という。)ことにその下巻が制定されて、そののち裁判の基準とされるようになった。御定書は鋸挽、磔、獄門、火罪、死罪、<sup>げしゅにん</sup>下手人および武士の閏刑として斬刑を認めており、現在から見れば残酷な刑罰を規定していたが、全般的に見ると、法定刑はそれ以前に比べて緩和されていたといわれている。

御定書が認めていた生命刑のうち、獄門とは、罪人を獄内で斬首した後、捨札(罪人の罪状を記した木札)を立てて、その首を三日二夜、台木の上に<sup>さら</sup>晒す

ことをいう。火罪は火焙りであって、古くは色々の犯罪に用いられたが、御定書では放火犯にのみ適用されることになっていた。死罪は庶人を斬首の刑に処することであって、その死屍を<sup>ためしぎり</sup>様斬の用に供し、<sup>けつしよ</sup>闕所（付加刑として地所・財産を没収すること）が附加されるものである。これに対して、<sup>ためしもの</sup>様物とならず、かつ闕所も附加されない斬首の刑が下手人である。斬罪は士分以上に適用される斬首の刑であり、その死屍が様物にされることはなかった。以上、諸刑の中、死罪以上は<sup>みご</sup>見懲りの趣意を徹底させるために執行前に引廻しを行い、また獄門以上には捨札を立て、鋸挽、磔等には<sup>さらし</sup>晒<sup>7</sup>が附加され、また死罪以上の刑には闕所が附加された。このほか、武士には切腹の刑があった。

#### 4 近代以降

近代に入ってから刑罰に関する大きな傾向として、残酷な刑を廃することと、自由刑中心の刑罰体系を作ったことの二つが指摘されている。江戸時代の名残の火焙、鋸挽、引廻、晒、磔等は、明治3(1870)年頃までには廃止され、梟首も、同12(1879)年には廃止された。

##### (1) 仮刑律

明治元(慶応4・1868)年の仮刑律では、死刑には、刎(身首処ヲ異ニス)と斬(<sup>けさぎり</sup>袈裟斬)とがあり、これらは後に絞、刎、梟の三種になった。そのほかに、磔、焚(放火犯に対するもの)も用いられたが、同年11月に至って、磔刑は君父に対する大逆罪に対してのみ用いられることになり、焚刑は梟首に代えられた。

##### (2) 新律綱領及び改定律例

明治3年には「新律綱領」が制定され、続いて、同6(1873)年に「改定律例」において、その改定増補が行われ、綱領と並んで同14(1881)年まで実施された。新律綱領及び改定律例は、斬、絞の二つの死刑を採用していた。<sup>8</sup>

<sup>7</sup> 江戸時代、重罪人や心中未遂の男女を人目にさらし、辱めた刑。三日を限度として、追放、磔などの本刑に先立って行われた。

<sup>8</sup> 兇残の甚だしい者に対しては梟首が認められていた。

### (3) 旧刑法

明治 13(1880)年に公布され、同 15 年 1 月 1 日から施行された刑法（いわゆる「旧刑法」といわれるもの）では、死刑について、新律綱領及び改定律例が斬、絞の二つの死刑を採用していたのを絞刑(絞首刑)のみとした。

### (4) 現行刑法

明治 40(1907)年 4 月 24 日に公布され、同 41(1908)年 10 月 1 日から、旧刑法に代わって施行された現行刑法では、死刑の執行方法について旧刑法と同じく絞首の一種だけを採用している。なお、明治 41 年 10 月 1 日から施行された陸軍刑法及び海軍刑法<sup>9</sup>における死刑の執行方法は銃殺によるものであった。

---

<sup>9</sup> 陸軍刑法及び海軍刑法は、いずれも昭和 22 年 5 月 17 日政令第 52 号をもって廃止された。

### 第3 死刑の現状

#### 1 近年における死刑判決等の推移

##### (1) 死刑判決を受けた者の数

	死刑判決を 受けた者の数	死刑判決を受けた者の数		
		第一審	控訴審	上告審
平成10年	19	7	7	5
11	16	8	4	4
12	23	14	6	3
13	30	10	16	4
14	24	18	4	2
15	30	13	17	0
16	42	14	15	13
17	38	13	15	10
18	44	13	15	16
19*	46	14	14	18

\*平成19年の数値はいずれも平成20年3月時点の速報値である。

##### (2) 死刑確定者及び死刑を執行された者の数

	死刑確定者の数	執行された者の数	年末時点において 収容されている 死刑確定者の数
平成10年	7	6	52
11	4	5	50
12	6	3	53
13	5	2	55
14	3	2	57
15	2	1	56
16	14	2	66
17	11	1	77
18	21	4	94
19	23	9	107

なお、平成20年に入ってから執行された者の数は7人である

(平成20年4月10日現在)

法務省及び最高裁判所事務総局資料等より作成



## 2 死刑執行に関する情報開示

死刑執行の事実について、かつて法務省は、法務大臣が記者会見などで言及したケースを除き公表せず、毎年発行している矯正統計年報に過去1年間に執行された総数や男女別数、執行した拘置所を掲載するだけであった。このため、年報が発行されるまでに執行の事実が判明するのは、報道機関などの独自取材や調査によるケースが多かった。

平成10年11月、当時の中村法務大臣の「情報公開の観点からも国民に知らせるべきだ」との考えに基づき、法務省は執行の日にち及び人数は公表するようになった。しかし、執行を受けた者の氏名や執行場所については、死刑確定者の遺族が受ける精神的な苦痛や、他の死刑確定者の心情に与える影響といった理由により公表せず、報道機関が独自取材で報じる状況が続いてきた。

平成19年12月7日、法務省は、3人の死刑を執行するとともに、死刑の執行を受けた者の氏名と犯罪事実、執行場所を初めて公式に発表した。同省は、初めて氏名などを公表した理由について、「事件の被害者をはじめとする国民から情報公開をすべきだとの要請が高まるなか、死刑が適正に執行されていることを国民に理解してもらうために公開が重要と考え、鳩山法務大臣が今回の公表を決断した」と説明している。

この点については、犯罪被害者の立場を重視すべきだとの世論などに後押しされた形で、「秘密主義」と批判されてきた死刑執行の情報公開が一步前進したと評価する声がある。

### 3 死刑廃止を推進する議員連盟

#### (1) 発足

平成6年4月、超党派の国会議員で構成される「死刑廃止を推進する議員連盟」(以下「死刑廃止議連」という。)が発足し、与野党の100名を超える議員が参加した。平成元年11月に執行された後、約3年4か月に亘って執行されなかった死刑が、平成5年3月に執行されたのを契機に、執行再開後の廃止運動の動きのなかで、より効果的・実践的に廃止活動を展開するために結成されたといわれている。

#### (2) 活動

発足後の死刑廃止議連の活動は、勉強会や死刑をめぐる諸課題に関する法務省との交渉、執行が行われた際の抗議活動などを中心に行われてきている。平成14年5月には、欧州評議会議員会議法務人権委員会との共催により、死刑廃止をめぐる「司法人権セミナー」が東京で開催された。同セミナーには、当時の法務大臣、同副大臣を含め60名以上の国会議員が参加し、「日本の死刑廃止をいかに実現できるか」をテーマに意見交換が行われた。

平成15年6月、死刑廃止議連は、重無期刑(仮出獄を認めない事実上の終身刑)の創設、国会に死刑制度の存廃等に関する臨時調査会を設置すること及び死刑の執行停止(死刑執行を停止するモラトリアム期間を設け、その間に同臨時調査会において死刑制度の存廃を議論するというもの)などを内容とする「重無期刑の創設及び死刑制度調査会の設置等に関する法律案」を第156回通常国会に提出する方向で合意し、各党に議論の場を移したが、議論はまとまらず、提出には至らなかった。

現在、死刑廃止議連は、仮釈放のない終身刑を創設した上で、平成21年5月に始まる裁判員制度の下での死刑判決の場合に、「裁判官と裁判員の全員一致」を条件とする特例を設ける「重無期刑(終身刑)創設及び死刑評決全員一

致法案」<sup>10</sup>を、超党派の議員立法として第 169 回通常国会に提出することについて合意し、提出に向けた準備を進めている。

なお、死刑を廃止する法案としては、過去、昭和 31 年に参議院において、「刑法等の一部を改正する法律案（高田なほ子君外 6 名提出）」が提出され、昭和 33 年に審議未了で廃案となった例がある。

#### 4 終身刑の創設を目指す超党派の議員連盟の設立

平成 20 年 5 月、刑法に終身刑を創設することなどを目指す超党派の議員連盟「量刑制度を考える超党派の会」（以下「量刑議連」という。）の設立総会が国会内で開かれ、与野党 6 党の国会議員約 100 人が参加した。

死刑と無期懲役の量刑に差があり過ぎるとの問題意識から、その間に終身刑を創設することなどを検討し、死刑制度の存廃を議論の対象としないことを申し合わせたとされる。

現在、量刑議連は、終身刑創設を内容とする刑法改正案の早期の国会提出を目指している。

---

<sup>10</sup> 死刑廃止議連は、平成 20 年 4 月 17 日「重無期刑の創設及び第一審における死刑に処する裁判の評決の特例に係る刑法等の一部を改正する法律（素案）」を公表した。同素案は、第一審の裁判における死刑に処する旨の刑の量定は、裁判官裁判、裁判員裁判ともに構成員の全員一致の意見によるものとしている。

## 5 世論の動向

これまで政府及び報道機関が行った各種世論調査等において、死刑制度に関する意識調査が行われた。質問及び回答は以下のとおりである。

なお、本稿においては実際の調査票の表現を簡略化した部分がある。

### (1) 内閣府（平成11年の調査までは総理府）

犯罪と処罰に関する世論調査

時期：平成元年6月

対象：全国20歳以上の者3,000人

回収率：76.4%

問1 死刑という刑罰をなくしてしまうと悪質な犯罪が増えると思うか、別に増えるとは思わないか

増えると思う	67.0%
増えるとは思わない	12.4%
一概にいけない	16.2%
わからない	4.4%

問2 どんな場合でも死刑を廃止しようという意見に賛成か、反対か

賛成	15.7%	問3へ
反対	66.5%	問4へ
わからない	17.8%	

問3 死刑を廃止する場合はすぐに全面的に廃止した方がよいと思うか、それともだんだんに死刑を減らしていった、いずれ廃止する方がよいと思うか

即時全面廃止 27.5%  
 漸次廃止 65.6%  
 わからない 6.9%

問4 将来も死刑を廃止しない方がよいと思うか、それともだんだんに死刑を少なくしていった、いずれは廃止してもよいと思うか

将来も存続 76.8%  
 漸次廃止 15.6%  
 わからない 7.6%

#### 基本的法制度に関する世論調査

時期：平成6年9月、平成11年9月、平成16年12月

対象：全国20歳以上の者

平成6年3,000人、平成11年5,000人、平成16年3,000人

回収率：平成6年70.4%、平成11年72.0%、平成16年68.3%

問1 死刑制度に関して、このような意見があるが、どちらの意見に賛成か

	平成6年	平成11年	平成16年
どんな場合でも死刑は廃止すべきである 問2へ	13.6%	8.8%	6.0%
場合によっては死刑もやむを得ない 問3へ	73.8%	79.3%	81.4%
わからない・一概に言えない	12.6%	11.9%	12.5%

問2 死刑を廃止する場合には、すぐに全面的に廃止する方がよいと思うか、  
だんだんに死刑を減らしていき、いずれ廃止する方がよいと思うか

	平成6年	平成11年	平成16年
すぐに、全面的に廃止する	43.2%	42.1%	39.8%
だんだんに死刑を減らしていき、いずれ廃止する	51.9%	52.2%	53.7%
わからない	4.9%	5.7%	6.5%

問3 将来も死刑を廃止しない方がよいと思うか、状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思うか

	平成6年	平成11年	平成16年
将来も死刑を廃止しない	53.2%	56.5%	61.7%
状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい	39.6%	37.8%	31.8%
わからない	7.2%	5.7%	6.5%

問4 死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見があるが、どのように考えるか

	平成6年	平成11年	平成16年
増える	52.3%	54.4%	60.3%
増えない	12.0%	8.4%	6.0%
一概に言えない	30.8%	32.4%	29.0%
わからない	4.9%	4.8%	4.8%

(2) 読売新聞社

全国世論調査<sup>11</sup>

時期：平成5年5月、平成10年12月、平成18年12月

対象：全国の有権者3,000人

回収率：平成5年70%、平成10年65.6%、平成18年58.4%

問 死刑制度を存続すべきだと思うか、廃止すべきだと思うか

	平成5年	平成10年	平成18年
存続すべきだ	31.5%	49.0%	56.9%
どちらかといえば存続	32.4%	23.5%	23.5%
どちらかといえば廃止	20.9%	13.4%	9.3%
廃止すべきだ	7.4%	10.1%	5.3%
答えない	7.8%	3.9%	5.0%

「21世紀のイメージ」世論調査<sup>12</sup>

時期：平成12年12月

対象：全国の有権者3,000人

回収率：65.5%

問 21世紀の日本は死刑が廃止されるか

そう思う 17%

そうは思わない 76%

答えない 7%

<sup>11</sup> 『読売新聞』(平5.6.1、平10.12.27、平19.1.16)

<sup>12</sup> 『読売新聞』(平13.1.1)

(3) NHK（日本放送協会放送文化研究所）

「くらしと政治 '94.7」に関する世論調査<sup>13</sup>

時期：平成6年7月

対象：全国20歳以上の者1,800人

回収率：66.4%（個人面接法）

問1 死刑制度は必要だと思うか、廃止すべきだと思うか

必要だ	62.8%
廃止すべきだ	17.2%
いちがいにはいえない	15.6%
わからない・無回答	4.4%

問2 絶対に仮釈放を認めないような完全な無期徒刑を新たに設けた上で、死刑を廃止するという案については、どう考えるか

賛成	40.5%
死刑制度は必要だ	42.9%
無条件で廃止すべきだ	6.1%
わからない・無回答	10.5%

問3 すでに死刑が言い渡されている人については、当面執行を停止した上、根本的に検討して結論を出してはどうかという意見について賛成か、反対か

賛成	37.6%
反対	28.9%
いちがいにはいえない	22.7%
わからない・無回答	10.9%

<sup>13</sup> 内閣総理大臣官房広報室編『平成7年版世論調査年鑑』



(4) 朝日新聞社

衆議院議員面接調査<sup>14</sup>

時期：平成6年6月

対象：全衆議院議員 509 人（欠員 2）

回答率：93%

問 死刑制度について、どう考えるか

即時廃止すべきだ	8.4%
仮釈放を認めない終身刑などを創設して、死刑は廃止する	19.6%
現段階で執行を停止し、その間に議論を深める	19.2%
現状のままでいい	40.2%
その他・わからない	12.6%

---

<sup>14</sup> 『朝日新聞』（平6.6.14）

## 6 死刑廃止をめぐる主な国際的動向

### (1) 死刑廃止に関する国際条約

死刑の廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書（死刑廃止議定書）<sup>15</sup>

1989年に国連総会で採択されたもので、死刑の完全廃止を規定しているが、条約締結国が議定書を批准又は加入する時点で、いずれは完全廃止という意思を持っているならば、戦時の死刑を残すことを認めている。

「市民のおよび政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」の締結国はどの国でも、この議定書に加入することができる。

2008年5月2日現在、当事国は66か国であり、署名のみで未批准の国は6か国である。

死刑廃止に関する米州人権条約の議定書（死刑を廃絶する人権に関する米州条約議定書）

1990年に米州機構総会で採択されたもので、死刑の完全廃止を規定しているが、条約締結国が議定書を批准又は加入する時点で、いずれは完全廃止という意思を持っているならば、戦時の死刑を残すことを認めている。

「人権に関する米州条約議定書」の締結国はどの国でも、この議定書に加入することができる。

2008年5月2日現在、当事国は9か国であり、署名のみで未批准の国は2か国である。

死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約の第6議定書（欧州人権条約第6議定書）<sup>16</sup>

1982年に欧州評議会で採択されたもので、平時の死刑廃止を規定しており、

<sup>15</sup> 訳文は資料3(1)(29頁)参照。

<sup>16</sup> 訳文は資料3(2)(32頁)参照。

「戦時または差し迫った戦争の脅威がある時」に犯された犯罪に対する死刑の存置を認めている。

「欧州人権条約」の締結国はどの国でも、この議定書に加入することができる。

2008年5月2日現在、当事国は46か国であり、署名のみで未批准の国は1か国である。

あらゆる事情の下での死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約の第13議定書（欧州人権条約第13議定書）<sup>17</sup>

2002年2月21日に欧州評議会閣僚委員会で採択され、2003年7月1日に発効した。戦時または差し迫った戦争の脅威がある時を含めて、あらゆる状況下における死刑の廃止を規定しており、全面的な死刑廃止議定書である。

「欧州人権条約」の締結国はどの国でも、この議定書に加入することができる。

2008年5月2日現在、当事国は40か国であり、署名のみで未批准の国は5か国である。

## (2) 近年における国際機関の動き

### 国連

#### ・国連拷問等禁止委員会の最終見解

2007年5月に、国連拷問等禁止委員会は、拷問等禁止条約の実施状況に関する第1回日本政府報告書に対して最終見解<sup>18</sup>を発表した。この最終見解で同委員会は、死刑確定者の処遇状況に関し、日本の死刑制度に関する多くの規定が「拷問又は不当な取扱いに当たり得る」とし、改善するためのすべての必要な措置を採るよう勧告した。また、死刑確定者が法的保障措置を享受

<sup>17</sup> 訳文は資料3(3)(34頁)参照。

<sup>18</sup> 訳文は資料3(4)(35頁)参照。

することが制限されていることについても深刻な懸念を表明するなどした。

・死刑執行の停止を求める決議案の採択

2007年12月に、国連総会は、死刑執行の停止を求める決議案を賛成多数で採択した。決議は、死刑の存続に「深刻な懸念」を表明し、加盟国に死刑廃止を視野に入れた執行の一時停止や死刑適用の段階的削減、国連事務総長への関連情報提供などを求めている。

欧州連合（EU）

EUの加盟国はすべて死刑を廃止しており、死刑廃止はEU加盟の条件でもある。2002年5月以降は全加盟国が、戦時中を含むすべての状況における死刑の完全廃止を規定した欧州人権条約の第13議定書の署名国となっている。

1998年にEUは、その人権政策の一環として、全世界で死刑制度を廃止するために死刑反対運動を強化することを決定した。EUは死刑廃止への第一歩としてモラトリアム（死刑執行停止）を導入すること、あるいは、少なくとも死刑の適用を減らすことを求めている。また、死刑が執行される場合でも、一定の最低基準を満たし、透明性のある手続で行われることを要請している。

1999年以来EUは、ジュネーブで開催される国連人権委員会のすべての会合で死刑に関する決議を提出している。

死刑廃止に対するEUのコミットメントは、2000年12月のニース欧州理事会（EU首脳会議）で宣言されたEU基本権憲章<sup>19</sup>でも再確認されている。EU基本権憲章には、すべての人が有する生命に対する権利と死刑の禁止が盛り込まれている。

欧州評議会

2001年6月25日、欧州評議会議員会議にて、オブザーバー国である日本及び米国の死刑制度の廃止を求めること等を内容とする決議が採択された。同決

---

<sup>19</sup> 訳文は資料3(5)(37頁)参照。

議採択以降、2002年の閣僚委員会、2003年の欧州評議会議員会議（決議・勧告採択）、2004年の閣僚委員会、2006年の欧州評議会議員会議（6月28日に勧告採択）、2007年1月の閣僚委員会代理会合（2006年の欧州評議会議員会議の勧告に対する回答採択）においてオブザーバー国における死刑問題が取り上げられている。

また、欧州評議会事務総長、欧州評議会議員会議議長も機会がある毎に我が国に対し死刑廃止を呼びかけているほか、2002年5月には、欧州評議会議員会議法務人権委員会が訪日し、我が国の死刑廃止議連の協力を得て、東京において死刑廃止に関するセミナーを開催した。

なお、欧州評議会の全加盟国において死刑制度は廃止あるいは執行停止（ロシア）されている。

## 主要参考文献等

- 大野真義『死刑制度の歴史(一)』(阪大法学第52号23頁以下、昭和39年)  
植松 正『全訂刑法概論 総論』(勁草書房、昭和41年)  
佐伯千仞『刑法講義(総論)』(有斐閣、昭和43年)  
布施弥平治『修訂日本死刑史』(巖南堂書店、昭和58年)  
石井良助『日本刑事法史』(創文社、昭和61年)  
年報・死刑廃止編集委員会『年報・死刑廃止1996』(インパクト出版会、平成8年)  
団藤重光『死刑廃止論』第六版(有斐閣、平成12年)  
亀井静香『死刑廃止論』(花伝社、平成14年)  
桑山亜也「死刑廃止議員連盟の法案作成過程を振り返る - 死刑論議の枠組みは変化したのか?」『季刊 刑事弁護』37号38頁以下(現代人文社、平成16年)  
岩井宜子「わが国における死刑・無期刑」『犯罪と非行』140号4頁以下(日立みらい財団、平成16年)  
菊田幸一『Q & A 死刑問題の基礎知識』(明石書店、平成16年)  
三原憲三『死刑廃止の研究』第五版(成文堂、平成18年)  
鴨下守孝『全訂 新行刑法要論』(東京法令出版、平成18年)  
年報・死刑廃止編集委員会『年報・死刑廃止2007』(インパクト出版会、平成19年)  
外務省ホームページ  
EUROPEAN UNION 駐日欧州委員会代表部ホームページ  
アムネスティ・インターナショナル日本ホームページ

以上に掲載した文献等のほか、多くの文献等を参考にした。

# 参 考 资 料 等





## 第4 参考資料

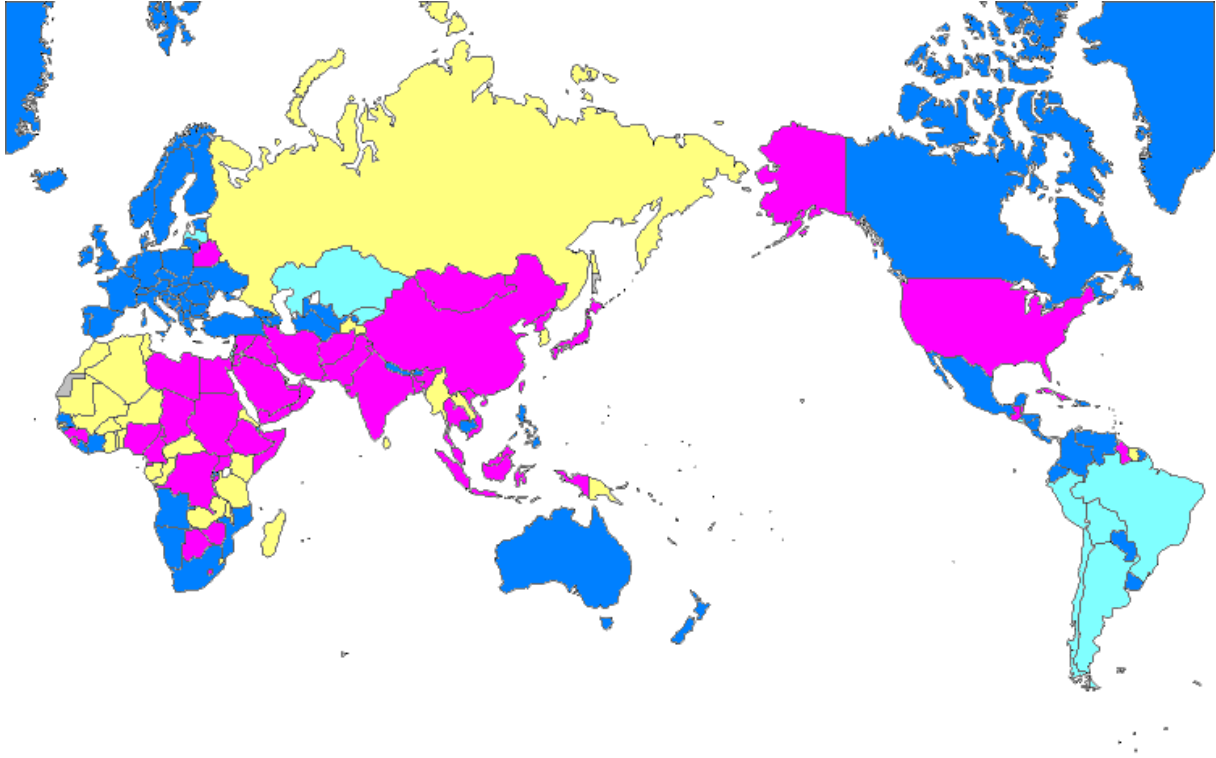
### 細 目 次

資料1	死刑廃止国と存置国の分布	26
資料2	各国における死刑執行の方法	28
資料3	死刑制度に関する条約等	29
(1)	死刑の廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書 《死刑廃止議定書》	29
(2)	死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約の第6議定書 《欧州人権条約第6議定書》(抄)	32
(3)	あらゆる事情の下での死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための 条約の第13議定書《欧州人権条約第13議定書》(抄)	34
(4)	拷問の禁止に関する委員会の最終見解(抄)	35
(5)	欧州連合基本権憲章(抄)	37
資料4	死刑確定者の処遇状況に関するアンケート結果	38

## 資料1 死刑廃止国と存置国の分布

数値・国名等データについてはアムネスティ・インターナショナル日本の調べによる

2008年5月2日現在



### 全面的に廃止した国

(法律上、いかなる犯罪に対しても死刑を規定していない国)

### 通常犯罪のみ廃止した国

(軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定している国)

### 事実上の廃止国

(殺人のような通常の犯罪に対して死刑制度を存置しているが、過去10年間に執行がなされておらず、死刑執行をしない政策または確立した慣例を持っていると思われる国。死刑を適用しないという国際的な公約をしている国も含まれる。)

### 存置国

(通常の犯罪に対して死刑を存置している国)

## 1 . 全面的に廃止した国 : 92

(法律上、いかなる犯罪に対しても死刑を規定していない国)

アルバニア、アンドラ、アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ブータン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、カンボジア、カナダ、カボベルデ、コロンビア、クック諸島、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、グルジア、ドイツ、ギリシャ、ギニアビサウ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、キリバス、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア(旧ユーゴスラビア)、マルタ、マーシャル諸島、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア(連邦)、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニウエ、ノルウェー、パラウ、パナマ、パラグアイ、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメプリンシペ、セネガル、セルビア、セーシェル、スロバキア共和国、スロベニア、ソロモン諸島、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、東チモール、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウクライナ、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、バチカン市国、ベネズエラ

## 2 . 通常犯罪のみ廃止した国 : 11

(軍法下の犯罪や特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ、法律で死刑を規定している国)

アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、エルサルバドル、フィジー、イスラエル、カザフスタン、キルギスタン、ラトビア、ペルー

## 3 . 事実上の廃止国 : 34

(殺人のような通常の犯罪に対して死刑制度を存置しているが、過去 10 年間に執行がなされておらず、死刑執行をしない政策または確立した慣例を持っていると思われる国。死刑を適用しないという国際的な公約をしている国も含まれる。)

アルジェリア、ベニン、ブルネイ・ダルサラーム、ブルキナファソ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、エリトリア、ガボン、ガンビア、ガーナ、グレナダ、ケニア、大韓民国、ラオス、マダガスカル、マラウイ、モルディブ、マリ、モーリタニア、モロッコ、ビルマ(ミャンマー)、ナウル、ニジェール、パプアニューギニア、ロシア、スリランカ、スリナム、スワジランド、タジキスタン、タンザニア、トーゴ、トンガ、チュニジア、ザンビア

## 4 . 存置国 : 60

(通常の犯罪に対して死刑を存置している国)

アフガニスタン、アンティグアバーブーダ、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ボツワナ、ブルンジ、カメルーン、チャド、中国、コモロ、コンゴ民主共和国、キューバ、ドミニカ、エジプト、赤道ギニア、エチオピア、グアテマラ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イラン、イラク、ジャマイカ、日本、ヨルダン、朝鮮民主主義人民共和国、クウェート、レバノン、レソト、リビア、マレーシア、モンゴル、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、パレスチナ自治政府、カタール、セントクリストファーネビス、セントルシア、セントビンセント・グレナディーン、サウジアラビア、シエラレオネ、シンガポール、ソマリア、スーダン、シリア、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、米国、ベトナム、イエメン、ジンバブエ

## 資料2 各国における死刑執行の方法

2000年以降、死刑は次のような方法で執行されている。

- ・斬首（サウジアラビア）
- ・電気処刑（米国）
- ・絞首刑（エジプト、イラン、日本、ヨルダン、パキスタン、シンガポールなど）
- ・致死薬注射（中国、グアテマラ、タイ、米国）
- ・射殺（ベラルーシ、中国、ソマリア、台湾、ウズベキスタン、ベトナムなど）
- ・石打ち刑（アフガニスタン、イラン）

2007年10月2日現在

（資料出所：アムネスティ・インターナショナル日本ホームページ）

### 資料3 死刑制度に関する条約等

#### (1) 死刑の廃止を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書 《死刑廃止議定書》

Second Optional Protocol to the International Covenant on Civil and Political Rights, aiming at the Abolition of the Death Penalty

採 択 1989年12月15日(国連第44総会)

効力発生 1991年7月11日

日 本 国

この議定書の締約国は、

死刑の廃止が、人間の尊厳の高揚及び人権の漸進的な発展に寄与することを信じ、

1948年12月10日に採択された世界人権宣言の第3条及び1966年12月16日に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約の第6条を想起し、

市民的及び政治的権利に関する国際規約の第6条が、死刑の廃止が望ましいことを強く示唆する文言により死刑の廃止に言及していることに留意し、

死刑の廃止のあらゆる措置が生命に対する権利の享受における進展と考えられるべきであることを確信し、

このため死刑を廃止する国際的な約束を行うことを希望し、

次のとおり協定した。

#### 第1条 [ 死刑の廃止 ]

- 1 この議定書の締約国の管轄内にある何人も死刑を執行されない。
- 2 各締約国は、その管轄内において死刑を廃止するために必要なあらゆる措置をとる。

#### 第2条 [ 留保・通報・通告 ]

- 1 批准又は加入に際して付された留保であって、戦時中に犯された軍事的性格をもつ極めて重大な犯罪に対する有罪判決に従い、戦時に死刑を適用することを定めたものを除くほか、この議定書にはいかなる留保も許されない。

2 そのような留保を行う締約国は、批准又は加入の際に、戦時に適用される国内法の関連規定を国際連合事務総長に通報する。

3 そのような留保を行った締約国は、その領域に適用される戦争状態の開始又は終了について国際連合事務総長に通告する。

#### 第3条 [ 人権委員会への報告 ]

この議定書の締約国は、規約の第40条の規定に従って人権委員会に提出する報告に、この議定書を実施するためにとった措置に関する情報を含める。

#### 第4条 [ 義務不履行の検討 ]

規約の第41条に基づき宣言を行った規約の締約国に関しては、当該締約国が批准又は加入の際に別段の声明を行うのでない限り、他の締約国がその義務を履行していない旨を主張するいずれかの締約国からの通報を、委員会が受理しかつ検討する権限は、この議定書の規定にも及ぶものとする。

#### 第5条 [ 個人からの通報 ]

1966年12月16日に採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の締約国に関しては、当該締約国が批准又は加入の際に別段の声明を行うのでない限り、その管轄権下にある個人からの通報を受理しかつ審議する人権委員会の権限は、この議定書の規定にも及ぶものとする。

#### 第6条 [ 規約との関係 ]

1 この議定書の規定は、規約の追加規定として適用する。

2 この議定書の第2条に基づき留保の可能性を害することなく、この議定書の第1条1において保障される権利には、規約の第4条に基づきいかなる逸脱の対象とはならない。

#### 第7条 [ 署名・批准・加入・寄託 ]

1 この議定書は、規約に署名したすべての国による署名のために開放しておく。

2 この議定書は、規約を批准しまたはこれに加入したすべての国により批准に付されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この議定書は、規約を批准しまたはこれに加入したすべての国による加入のために開放しておく。

4 加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

5 国際連合事務総長は、この議定書に署名し又は加入したすべての国に対し、各批准書または加入書の寄託を通報する。

#### 第 8 条 [ 効力発生 ]

1 この議定書は、10 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 3 か月で効力を生ずる。

2 この議定書は、10 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 3 か月で効力を生ずる。

#### 第 9 条 [ 連邦国家に対する適用 ]

この議定書の規定は、いかなる制限又は例外もなしに、連邦国家のすべての地域について適用する。

#### 第 10 条 [ 国連事務総長による通報 ]

国際連合事務総長は、規約の第 48 条 1 に規定するすべての国に対し、以下の事項を通報する。

(a) この議定書の第 2 条の規定による留保、通報及び通告

(b) この議定書の第 4 条又は第 5 条の規定に基づきなされた声明

(c) この議定書の第 7 条の規定による署名、批准及び加入

(d) この議定書の第 8 条の規定に基づきこの議定書が効力を生ずる日

#### 第 11 条 [ 正文 ]

1 この議定書は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合に寄託される。

2 国際連合事務総長は、この議定書の認証謄本を規約の第 48 条に規定するすべての国に送付する。

(『解説条約集 2008』(三省堂)より抜粋)

(2)死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための条約の第6議定書《欧州人権条約第6議定書》(抄)

署名 1983年4月28日

効力発生 1985年3月1日

改正 1998年11月1日〔94年3月11日欧州人権条約第11議定書〕

1950年11月4日にローマで署名した人権および基本的自由の保護のための条約(以下「条約」という。)のこの議定書の署名国である欧州審議会加盟国は、

欧州審議会のいくつかの加盟国において生じた発展が死刑の廃止に賛成する一般的な傾向を示していることを考慮して、

次のとおり協定した。

第1条(死刑の廃止)

死刑は廃止する。何人も、死刑を宣告されまたは執行されない。

第2条(戦時における死刑)

国は、戦時または差し迫った戦争の脅威がある時の行為について法律で死刑の規定を設けることができる。死刑は、法律に定められた場合において、かつ法律の規定に基づいてのみ適用される。国は、当該の法律の規定を欧州審議会事務総長に通知する。

第3条(適用除外の禁止)

条約第15条は、この議定書の規定からの逸脱を許すものではない。

第4条(留保の禁止)

この議定書の規定については、条約第57条に基づきいかなる留保も付すことができない。

第5条(適用領域)[省略]

第6条(条約との関係)[第1議定書第5条参照]

第7条(署名および批准)[省略]

第8条(効力発生)

1 この議定書は、欧州審議会の5の加盟国が第7条の規定に従って議定書に拘束されることへ



の自国の同意を表明した日の翌月の1日に効力を生ずる。

- 2 議定書は、その後に議定書に拘束されることへの自国の同意を表明する加盟国については、  
批准書、受諾書または承認書の寄託の日の翌月の1日に効力を生ずる。

第9条（寄託者の任務）〔省略〕

（『解説条約集 2008』（三省堂）より抜粋）

(3) あらゆる事情の下での死刑の廃止に関する人権および基本的自由の保護のための  
の条約の第 13 議定書《欧州人権条約第 13 議定書》(抄)

署名 2002 年 5 月 3 日

効力発生 2003 年 7 月 1 日

この議定書の署名国である欧州審議会加盟国は、

すべての者の生命に対する権利が民主的社会における基本的な価値であること、ならびに死刑の廃止がこの権利の保護およびすべての人間の固有の尊厳の完全な承認にとって不可欠であることを確信し、

1950 年 11 月 4 日にローマで署名した人権および基本的自由の保護のための条約(以下「条約」という。)が保障する生命に対する権利の保護を強化することを希望し、

1983 年 4 月 23 日にストラスブールで署名した死刑の廃止に関する条約第 6 議定書が、戦時または差し迫った戦争の脅威がある時になされる行為について死刑を排除していないことに留意し、あらゆる事情の下で死刑を廃止するために最後の措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

第 1 条(死刑の廃止)

死刑は廃止する。何人も、死刑を宣告されまたは執行されない。

第 2 条(適用除外の禁止)

条約第 15 条は、この議定書の規定からの逸脱を許さない。

第 3 条(留保の禁止)

この議定書の規定については、条約第 57 条に基づきいかなる留保も付すことができない。

第 4 条(適用領域)[省略]

第 5 条(条約との関係)[第 1 議定書第 5 条参照]

第 6 条(署名および批准)[省略]

第 7 条(効力発生)[第 12 議定書第 5 条と同じ]

第 8 条(寄託者の任務)[省略]

(『解説条約集 2008』(三省堂)より抜粋)

(4) 拷問の禁止に関する委員会の最終見解(抄)

(仮訳)

配布

一般

CAT/C/JPN/CO/1

2007年8月7日

原文：英語

拷問禁止委員会

第38回会期

ジュネーヴ 2007年4月30日～5月18日

**条約第19条に基づき締約国から提出された報告書の審査**

**拷問禁止委員会の結論及び勧告**

日本

**死刑**

19. 委員会は、最近の法改正により死刑確定者の面会及び信書の発受の権利が拡大されたことに留意しつつも、死刑が宣告された者に関する国内法の多くの規定が、拷問又は不当な取扱いに当たり得ること、特に以下の諸事項について、強く懸念する。

a) 死刑確定者として収容されている期間が、ときには30年を超える場合もあるほど長期にわたることにかんがみ、確定判決が下された後に、単独室収容が原則となっていること。

b) 死刑確定者及びその家族のプライバシーを尊重する目的とされている、死刑執行時期についての不必要な秘密主義及び恣意性。特に、委員会は、死刑確定者が自らの死刑執行について、執行の数時間前にしか通知されないため、死刑確定者及びその家族に、死刑執

行の日が不確定な状況が続くことによる心理的重圧が掛かっていることを遺憾とする。

**締約国は、国際的な最低水準に合致するよう、死刑確定者の収容状況を改善するためのすべての必要な措置を採るべきである。**

20. 委員会は、特に以下の事項について、死刑確定者が法的保護措置を享受することが制限されていることを深刻に懸念する。

a) 死刑確定者が、上訴中に弁護人と刑務官による立会いなしで接見することが認められていないことを含め、弁護人と内密に連絡を取ることにについて、死刑確定者に対して制限が課されていること。また、検査されることなく通信を行う代替手段がないこと、及び確定判決が下された後に国選弁護人と連絡を取る方法がないこと。

b) 死刑事件について、義務的上訴制度が欠如していること。

c) 再審手続又は恩赦の要請があっても、刑の執行が一時停止されないこと。

d) 精神的疾患を患っている可能性のある死刑確定者を発見する検査制度がないこと。

e) 過去30年間、死刑判決が減刑された例がないこと。

**締約国は、死刑執行の即時モラトリアム及び減刑のための措置を採ることを検討し、恩赦措置の可能性を含め手続上の改革を行うべきである。すべての死刑判決について、上訴権が義務的なものとされるべきである。さらに、締約国は、死刑執行が遅延している場合の死刑の減刑の可能性につき国内法が規定するよう確保すべきである。締約国は、条約で規定されている保護がすべての死刑確定者に与えられるよう確保すべきである。**

(資料出所：外務省ホームページ)

(5) 欧州連合基本権憲章(抄)

(2000年12月7日 公布)

第2条 生命に対する権利

1. すべての者は、生命に対する権利を有する。
2. 何人も、死刑を宣告され、又は執行されない。

第19条 国外退去、国外追放及び身柄引渡しにおける保護

1. 集団的国外追放は禁止される。
2. 何人も、死刑、拷問又はその他の非人道的若しくは品位を傷つける刑罰若しくは取扱いを受け、  
る重大な危険のある国へ退去を命ぜられ、追放され、又は身柄を引き渡されない。

「欧州連合基本権憲章」(国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法第211号』)より抜粋

#### 資料4 死刑確定者の処遇状況に関するアンケート結果（2006年1月～2月）

日本弁護士連合会の人権擁護委員会では、各種調査研究活動の一環として、死刑確定者処遇に関する調査研究を行っており、死刑確定者からの人権救済申立事件を契機として、全国の死刑確定者に対し、処遇全般に関するアンケート調査を実施した。アンケートの回答結果は以下のとおりである。

#### アンケート回答結果報告

今般、日弁連では、全国の死刑確定者本人を対象に、アンケート調査を実施した。これが、死刑確定者の処遇状況に関するアンケートとしては、初めての試みである。本文書はアンケートに対する回答結果を分析し、若干の考察を加えたものである。

#### 第1 対象者

2006年1月11日段階で判明していた全国79名の死刑確定者へアンケートを送付したところ、58名から回答があった（回収率74.3%）。なお、回答者は男性54名、女性3名（1名は無記名のため性別不明）であり、施設別回答者数は以下のとおりである（括弧内は送付数）。

#### <施設別回答者数>

東京拘置所	31	(42)
大阪拘置所	13	(18)
福岡拘置所	8	(8)
名古屋拘置所	3	(4)
宮城刑務所仙台拘置支所	2	(4)
札幌刑務所札幌拘置支所	1	(1)
広島拘置所	0	(1)
計	58	(79)

## 第2 回答内容

### 1 居室について

#### (1) 広さ

ほとんどが2 m (幅) × 4 m (奥行き) 程度で、4 畳間 (3 畳間 + 1 畳の板敷きトイレ・洗面所) である。

大阪と福岡は3 畳間と、他より1 畳狭いとの回答であった。

#### (2) 窓の目隠し

窓があるものの、40ヶ所(房)に目隠し(一部を含む)がされている。目隠しの素材は曇りガラス、金属板、プラスチックであり、ルーバーが付けられているところ(東京拘置所)もある。

#### (3) 窓の開閉

34ヶ所(房)は自分で窓を開閉できる。

#### (4) 陽光

25ヶ所(房)は陽射しが入らない。

### 考察

一部を除き全国的に4 畳ほどの広さ居室であり、通常の独居房とほぼ同じ広さである。全回答の7割近くに目隠しがあり、陽が差さない房が25ヶ所もある。

集団処遇を認められず、外部交通が厳しく制限されている確定者が、狭く、外も見えず、陽も差さない居室に独居拘禁されている実態が浮かび上がってくる。

## 2 運動

### (1) 回数

夏季(7~9月)は週2回、冬季は週3回、1回30分間との答が圧倒的に多い。福岡では1時間認められているとのことである。

### (2) 場所

屋外が21ヶ所、屋内が26ヶ所、屋上が4ヶ所である。

### (3) 運動場所の広さ

10㎡～15㎡との答が多い。居室と同じ広さという答が6ヶ所に及び、総じて狭い印象をぬぐえない。

#### 考察

運動時間は福岡が1時間を確保しているが、その他は30分間である。1日1時間の運動時間の確保は刑事被拘禁者全般に必要なが、とりわけ死刑確定者は、公判への出廷機会もなく、一般の未決拘禁者以上に体を動かす機会が少ないため、運動の必要性が高い。1日1時間の運動時間を保障すべきである。

運動場は狭く、昼夜間独居者と同様にいわゆる「鳥カゴ」状の運動場で、単独にて実施させられている。しかも、運動場が屋内・屋上という回答が合わせて30ヶ所にも上っており、土に触れたり、草花を眼にすることもできない人工的場所で運動させられている。

居室内でも、また運動・入浴時間も単独で過ごし、外部交通も極めて制限されている死刑確定者には、「自然に触れることのできる、十分に運動できる広さのある空間」と「時間」を与えるべきである。

## 3 外部交通

### (1) 面会の相手方

大半が弁護士(元弁護士、再審弁護士)ないし親族(妻、元妻、子供、弟、義母、義妹、孫、従兄弟、子や兄弟の配偶者、養父母・養子など)に限られている。

身元引受人、支援者(特別面会人)との面会が可能な者が各1名。

面会人なしが15名。

### (2) 定期的な面会人の有無、頻度

定期的面会人なしが36名。

頻度は、週5回(1名)<sup>注</sup>、週1回(2名)、月4回(2名)、月1回(6名)、年6回(1名)、年1～3回(4名)

<sup>注</sup> 本報告原文は「週5回(妻)」となっている。



### (3) 最後の面会

17年前(1名), 13年前(1名), 4年7月~5年6月(4名), 3年8月~4年前(2名), 2年前(1名), 1年6月~1年前(2名)

#### 考察

当然のことながら, 弁護士と親族に限定されていることが判然とする。面会者がいない者が15名と約26%に上り, 定期的な面会人のいない者は36名にも上っている。

また, 1年以上面会人がいない者は11名と約20%に達している。

### 4 集団処遇

所内行事に参加できた者は, 名古屋の1名(所内慰問演芸会年2回参加)以外にはいない。

### 5 処遇全般について改善, 廃止を求める点及びその他

#### (1)(居室)窓の目隠しを取り除く等して、空が見えるように。

居室の窓からわずかに「空」を見ることすらできない状況の改善を求める悲痛な声があがっている。

#### (2)(運動)屋外運動場(地上)での、日光を浴びられる運動を。

屋内・屋上での運動が30ヶ所にも上っていることが, 自然に触れられる場所での運動を求める声にもなっている。

#### (3)(食事)食料品の差入を認めてほしい。生野菜, 果物を加えるほか品目の増加を。

温かいものは温かいまま提供してほしい(冬は冷めている)。

食事が限られた楽しみの一つであり, 改善希望が多い。

#### (4)(外部交通)親族以外との面会を。再審支援者との面会を。弁護士との

面会に立会は不要。被害者, 遺族への詫び状の発信を認めてほしい。弁護士, 親族以外の者との面会の希望が多く, その必要性も高いと思われる。弁護士との面会に立会がつくことへの不満も多い。厳正独居状態にあり, 確

定者が他者との交流を求めていることが伺われる。

(5)(その他)

- ・ 裁判所，弁護士への手紙の検閲中止
- ・ テレビカメラによる24時間監視の中止
- ・ 午後9時から朝6時30分まで点灯したままである
- ・ 3ヶ月に1回の定期的転房を見直すべし
- ・ 自由時間に他の被収容者と会話をしたい，2人以上で娯楽時間を過ごせるようにしてほしい
- ・ 職員に名札をつけるべし
- ・ 希望者には少なくとも14日前には執行の告知を
- ・ テレビ・ラジオ鑑賞を増やして
- ・ 自国語（日本語以外）でわかるようなテレビ・ビデオ・書籍・新聞を
- ・ 選挙権を認めてほしい
- ・ 情願が機能していないので，不服申立制度を見直して
- ・ 心情の安定は本人のために考慮されるべき
- ・ 寒暖対策をしてほしい

6 まとめ

死刑確定者は一切の集団処遇を認められず，4畳間（一部3畳間）ほどの居室で独居させられている。運動も入浴も教誨もすべて単独である。加えて，運動場は10～15㎡と狭く，かつ，屋内・屋上が30ヶ所にも上り，土に触れることも許されない状況には驚きを禁じ得ない。

外部交通は厳しく制限され，例外を除き弁護士と親族以外の者とは面会できない。また，面会者がいない者が15名，定期的な面会者がいない者が36名にも上っている。さらに，1年以上面会者のいない者が11名もいる。

これらをまとめると，確定者が狭い居室に24時間，ぼつんと放置され，一切の集団処遇に参加する機会も与えられずにいることが浮かび上がってくる。

他者との交流(弁護士,親族以外の者との面会,所内での他の被収容者との交流)の機会を求める声が上がっていることは,確定者といえども人間として当然のことである。

こうした生の声を踏まえ、「死刑確定者」に対する処遇原則ないしは処遇方針をいかに構築し,実施するかを早急かつ真剣に考えねばならないであろう。

以上

(資料出所:日本弁護士連合会ホームページ)

## 第5 死刑制度に関する国会における議論の状況（平成元年以降）

死刑制度をめぐっては、たびたび国会の委員会質疑等において取り上げられ、様々な観点から多くの議論がなされている。本資料は、死刑制度に関する国会における議論の状況について、平成元年以降のものを整理し、まとめたものである。（委員会質疑に付記した頁数は会議録の該当頁である。また、会派名、肩書は当時のものである。）

1 死刑制度をめぐるとる議論	47
(1) 死刑制度に対する法務大臣の所見	47
ア 田原隆大臣	47
イ 後藤田正晴大臣	48
ウ 三ヶ月章大臣	49
エ 中井洽大臣	50
オ 前田勲男大臣	50
カ 長尾立子大臣	51
キ 下稲葉耕吉大臣	52
ク 陣内孝雄大臣	52
ケ 臼井日出男大臣	53
コ 保岡興治大臣	53
サ 高村正彦大臣	54
シ 森山眞弓大臣	54
ス 南野知恵子大臣	55
セ 杉浦正健大臣	55
ソ 長勢甚遠大臣	56
タ 鳩山邦夫大臣	56
(2) 死刑の執行方法	58
ア 絞首刑が採用されている理由	58
イ 絞首刑の是非	58
ウ 憲法第36条が禁ずる残虐な刑罰	59
(3) 死刑の犯罪抑止効果	59
(4) 未成年者に対する死刑の適用	60

(5)	死刑の執行停止	6 1
ア	執行停止及び死刑制度臨調の必要性	6 1
イ	一定期間死刑の執行を停止する必要性	6 1
ウ	執行停止及び恩赦制度の実効化の必要性	6 2
(6)	仮釈放を認めない終身刑の導入の是非	6 2
(7)	無期刑受刑者の仮釈放の要件	6 3
(8)	死刑制度と裁判員制度との関係	6 4
2	死刑の実情	6 5
(1)	死刑確定者の処遇	6 5
ア	死刑判決確定から執行までの期間の位置付け	6 5
イ	新・刑事収容施設法における処遇の原則	6 5
ウ	死刑確定者の表現の自由	6 7
エ	独居拘禁の原則を見直す必要性	6 8
オ	死刑確定者との面会における立会い	6 9
(2)	死刑執行の手続	7 0
ア	刑場の構造	7 0
イ	執行の現場	7 0
ウ	執行現場における立会い人等	7 1
エ	執行を望まない被害者遺族	7 2
オ	執行対象者選定の基準	7 2
カ	死刑の執行は法務大臣の命令によるとされている趣旨	7 3
キ	執行命令における法務大臣の裁量の有無	7 3
ク	死刑確定者の拘置期間	7 4
(3)	判決確定の日から 6 か月以内の執行の命令義務 ( 刑事訴訟法第 475 条第 2 項 )	7 5
(4)	法務大臣の命令後 5 日以内の執行義務 ( 刑事訴訟法第 476 条 )	7 6
(5)	死刑確定者に対する執行の告知	7 7
ア	告知の時期	7 7
イ	家族に対する執行の告知	7 8
ウ	告知後執行までの所要時間	7 9
エ	告知後の遺書の作成等	7 9
(6)	死刑執行の立会い ( 刑事訴訟法第 477 条第 1 項 )	8 0
ア	執行の際に立会いが求められる趣旨	8 0
イ	東京拘置所における立会いの状況	8 1
ウ	東京拘置所における立会いの状況を改める必要性	8 2

(7)	執行に携わる刑務官の負担等	8 2
ア	執行に携わる刑務官の実情	8 2
イ	執行に係る職務命令の法的な根拠	8 3
ウ	刑務官の精神的負担	8 4
(8)	死刑執行の公表	8 5
ア	執行の日及び人数の公表	8 5
イ	公表対象事実の拡大の必要性	8 5
ウ	氏名、執行場所等の公表	8 6
3	死刑確定者の権利等	9 0
(1)	義務的上訴制度の必要性	9 0
(2)	再審請求	9 0
ア	死刑確定者の再審無罪の事例	9 0
イ	再審請求中の執行の是非	9 1
(3)	死刑執行と刑事補償	9 3
ア	補償金額	9 3
イ	補償金額の算定	9 4
(4)	死刑確定者の尊厳	9 5
4	死刑制度をめぐる内外の動向	9 6
(1)	世論調査における設問の設定	9 6
(2)	国際的な動向	9 6
ア	欧州評議会の動き	9 6
イ	国連の動き	9 8
ウ	死刑廃止国における刑罰の上限	9 9
(3)	外国人に対する死刑執行等	1 0 0

# 1 死刑制度をめぐる議論

## (1) 死刑制度に対する法務大臣の所見

### ア 田原隆大臣

第 123 回 平成 4 年 2 月 19 日 衆議院予算委員会 (43、44 頁)

二見伸明君 (公明)

実は、私も普通の感情を持った人間でございますから、例えば自分の息子、娘が惨殺されれば、怒り心頭に発してその加害者に対して死刑にしろという気持ちになる、これは私も同じです。その報復感情というか、ベランダから小さい赤ん坊を投げ殺したなんという事件を聞けば、頭にきて、そんなやつは殺せ、死刑にしろという感情を私も同じように持っています。そういう感情を持ちながら、なおかつそれでも死刑というものは存置させるべきなんだろうかと、私はそういう感情は持っているけれども、やはり死刑というものは存置させるべきではないんじゃないか。

例えば、刑法 199 条では殺人罪に対しては「死刑又八無期若クハ三年以上ノ懲役」と、こうなっている。死刑と無期では、これは生か死かという全く質的な断絶がありますね。裁判官の判断というのが 120%正しいと裁判官が思っているとしたら、それは思い上がりです。自分の下した判決は正しいかもしれないけれども、万々が一の誤りもあるなというおそれを抱いているのが、私は人間としての裁判官だと思う。

誤判という問題もあった。幸いにして免田事件やなんかは無罪になったからいいけれども、もしあれが死刑が執行されていたとすればどうなるんだ。確かに死刑を存置させるかどうかというのは一国の刑事政策ではあるけれども、万々が一無罪になるかもしれない、本当なら無罪になったかもしれない、それが執行されてしまった、そんなことが果たして許されていいんだろうか。誤判が 120%ないなんて断言できるわけじゃない。そういうことを考えると、私は死刑というのは存置させる理由はない、無実の者が処刑という人道上絶対に許すことのできない大きな不正義の犠牲において刑事政策を認めるといふわけにはいかないというのが、感情は感情として私はそういうふうに思っております。法務大臣、いかがですか、これは。

田原隆君 (法務大臣)

ただいまいろいろ二見先生の御意見をお伺いしてもっともだという、気持ちもよくわかるのでございますが、法務省としてはこの責任を負わされておりますが、これについていろいろ国民はどう考えているかということを経験的に調べてみると、国民世論は必ずしも廃止ではない。存続を願っている人が 66.7%もいる。廃止していい人が 10%もいる。そういう数字はどうなのかということなども勘案しなければならないし、また、正義の維持というのは応報なのか教育なのかという 2 大論争が果てしなく続いておりますけれども、そこらも考えてからいかなきゃいかぬわけでありませう。

我が国においては現在死刑制度が法律上定められておるわけでありませうが、これを改正するとすれば、そういう国民の世論を十分聞きながら、法制審議会に諮問し、その答申を待たなければならぬのだと思うのです。そしておっしゃったように、無期と死刑とは天と地とほど違うということもよくわかります。無期で仮釈放その他一切ないというやり方がある国もありますが、それもかつて法制審議会の特別部会で審議されたことがあります。その方がより残酷ではないかという意見などもあって一致を見なかった過去の経験もありますので、十分慎重に検討しながらこの問題に取り組まなければならない、そういうふうに覚悟しております。

## イ 後藤田正晴大臣

第 126 回 平成 5 年 3 月 29 日 参議院法務委員会 ( 2、3 頁 )

竹村泰子君 ( 社会 )

3 年 4 カ月ぶりに死刑が執行されました。大臣御就任のときにも、確定している者の執行は法務の仕事に携わる者として大事にしないと法秩序がおかしくなるというふう発言をされておりました、死刑廃止を願っている多くの仲間たちが非常に警戒をしておりましたし、私どももアムネスティ議連の 1 人といたしましても後藤田法務大臣のところへお願いに参りました。何とかせめてこの状態をいま少しというか凍結をしていただきたいと。その理由は、やはり世界の趨勢、国連の死刑廃止条約の締結に向けて世界が動いているということもございませぬ。

確かに我が国の中には、悪いことをした、本当に幾度殺しても憎み足りないような犯罪を犯した人たちをどうして死刑にしちゃいけないんだ、国民の半分以上の人はやっぱり死刑は必要ではないか、犯罪の再発を防ぐためにもという御意見であることは私も重々承知しております。しかし、多くの冤罪事件があったことは法務大臣一番よく御存じだと思いますけれども、罪のない人が自分のやっていない犯罪のために死刑にされたということがもしあるとすれば、これはもう免田さん初め多くの方たちが無罪になって釈放されているわけですけれども、そういうことが人間のやることですから起こり得ますね。

法務大臣とて完璧ではないと私は思いますけれども、今回 3 年 4 カ月ぶりに、非常に強く私どもが願っていた死刑の執行凍結、このことについて大臣があえて執行なされた理由をお聞かせいただきたい。

後藤田正晴君 ( 法務大臣 )

死刑の執行につきましては、いろんなこともあって従来から法務省としてはコメントを差し控えさせていただくということになっておるわけでございますから、ここ数日いろいろ新聞に出ておりますが、その件については私は具体的にお答えすることはこの際はひとつお許しをいただきたい、かように思いますが、一般的な一般論としてお答えを申し上げたい、かように思うわけでございます。

この点についても、実は法務大臣就任のときの最初の記者会見で突然質問があって、これまた私が日ごろ考えておったことをそのまま実はお答えをしたわけございまして、その点についても今日といえども変わってはおりませぬ。

と申しますのは、やはり一方で死刑制度というものが、そして極悪非道な犯罪が発生した場合に、当該犯人に対して司法が、裁判所が、裁判官が 本当にはこれは裁判官も重たいお役目だと思います。その裁判官は、しかしながらこれは死刑に相当するということで厳密なお調べの上で死刑の判決を下していらっしゃる。その判決の今度は執行は、裁判の執行というのは大体また検察に返ってくるわけですけれども、その検察で大体処理するんですが、死刑の判決だけはさらに重い刑罰であるだけに法務大臣の執行命令ということに返ってきておるわけですね。

そのときに法務大臣がそれを執行しない、個人的な思想信条や宗教観でやらない。それなら初めから大臣に就任することが間違いだと、私はそう思いますね。あるいはまた、就任当時にわからなかったということであるならば、その段階において私は法務大臣の職を辞するというのが当然で、一方で三権分立の中で裁判官にそういう重い役割を担わせて、裁判官はそれを判決しておる、それを行政の法務大臣が自分はそれを執行はしないと申したことで一体国の秩序がもつたろうかと。そういうことでは私は法秩序そのもの、国家の基本がゆるがせになるのではないかなと、私は執行についてはさような考え方を持つんです。

しかし、それじゃ死刑制度そのものはどうかと、これは立法論にまたなってくるわけですね。そうなりますと、私はあのときにも申し上げたんですが、世界の趨勢はだんだん死刑制度を



廃止していくという国がふえておることは事実です。しかし、同時にまたアメリカのように、アメリカは州ごとですけれども、死刑制度を廃止してまた復活させておるといったような国もあるわけですね。だから、世界の大きな流れとしては制度廃止に流れておることは事実ですけれども、やはりそれぞれの国の実情に応じて死刑制度の必要性を認めておる国もある。

日本の場合はどうかといえば、死刑制度は存在をしておると。そして世論の調査とでもいいですか、政府として調査したのはたしか平成元年、89年だったと思いますね。それを見ますと、70%近い66、67%だったと記憶しておりますが、死刑制度は存置すべしというのがまだ国民の大方の御意見ですね。十数%が廃止論、あと残りはわからない、こういったような状況でございますから、それらを考えますと、制度論として私は考えなきゃならない大きな課題であることは事実だけれども、今これを取り上げて死刑制度を廃止するという時期には私は日本はまだ来ていないのではないかなと。

ただ、あのとき私がお答えしたのは、どうもしかし日本の中にも案外年齢の若い人の中には廃止論に賛成の人が少しふえてきつつあるのではないかなと、かような見方もしておりましたので、それをまた率直に私はそういうことを申し上げて、制度論としてはこれからの課題ではあるだろうといったような意味合いを申し上げたわけございまして、これまたあのときと私の考え方は1つも変わってはおらないと、かように御理解をさせていただきたいと、こう思います。

## ウ 三ヶ月章大臣

第128回 平成5年10月4日 衆議院予算委員会(47頁)

志賀節君(自民)

この内閣には死刑廃止論の方が相当数おられます。私の記憶に間違いがなければ、社会党の方、それから公明党の石田委員長もそうかと思いますが、それから江田委員長、こういったあたり、あるいはその他おられればお教をいただきたいと思いますが、私は、今の世界の趨勢の中で先進諸国は挙げて死刑廃止ないし停止国になっておることは、大方は御存じかと思えます。この死刑廃止の中で、アメリカの若干の州と日本だけが先進国の中では死刑存置国であります。こういう中であって細川内閣はこの死刑問題についていかにように対処されるか、お考えをいただきたいと存じます。

三ヶ月章君(法務大臣)

死刑制度に反対する御意見が多いということ、閣僚の中にもそういう御意見の方がいらっしゃるといことは、私も存じております。ただ、1国の刑政に責任を負います法務大臣といたしましては、死刑制度の存廃の問題につきましては、国民世論に十分配慮しつつ、国家、社会における正義の維持等種々の観点から慎重に検討すべきものと考えております。

ただいま総理から言われましたように、総理府が継続的に行ってまいりました世論調査の結果によりますと、国民の多数は、極度に凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科すことを正当であると考え、しかも、死刑に凶悪犯罪抑制の特別な効果があることを信じているものと思われまます。この結果はここ30年余り変わっていないところでありまして、こうした事情にかんがみましても、犯罪の罪質、態様、動機、結果の重大性、被害感情、社会的影響等々を総合勘案いたしまして、その罪責が著しく重い凶悪事犯を犯した者に対しては死刑を科することが必要であると言わざるを得ない、今直ちに死刑を全面的に廃止することは適当でないと思われまますと法務大臣としては考えております。

## エ 中井洽大臣

第 129 回 平成 6 年 6 月 20 日 参議院法務委員会 ( 6、7 頁 )

平野貞夫君 ( 新緑風会 )

大臣は、所信表明で法務行政に課せられた使命を、「法秩序の維持と国民の権利の保全にあります。」と、こういうふうに述べられておりますが、法秩序の確保あるいは維持ということになりますと、この問題の究極は私は死刑についてどう考えるかという根本問題になるのではないかと思います。

そこで、世界的にも死刑廃止論がございますし、我が国でもそういう運動がなされています。現に超党派の国会議員の死刑廃止議員連盟もございます。我が国の世論調査ではどちらかというはまだ存置論の方が多いようでございますが、この死刑問題について大臣はどのような御所見をお持ちか、お聞かせいただきたいと思っております。

中井洽君 ( 法務大臣 )

就任いたしました以来、いろいろな方からこの問題について御意見をちょうだいいたしております。もとより、過般の当委員会におきましても、下稲葉先生からも御薫督を賜ったところでございます。この 40 日余りの間に、たくさんの死刑廃止の請願の印刷をされたはがきもちょうだいいたしましたし、また議員連盟の皆さん方からも御要請がございました。

私自身は、こういういろいろな御意見を本当に素直に謙虚に聞かせていただく、そしてこの死刑問題ということについて法務大臣の一番重たい任務だ、このように認識をして、常にそういう世論の動向も見ながら、また自分自身の良心に問いかけながら考えていきたい。同時に、お話がありましたように、法秩序維持、また法務大臣の任務の最大の 1 つだ、このことを十分自覚して判断をしていきたい、こんな思いであります。

## オ 前田勲男大臣

第 131 回 平成 6 年 11 月 8 日 参議院法務委員会 ( 10 頁 )

荒木清寛君 ( 公明 )

死刑は是非か、あるいは憲法との関係ということにつきましては、各党の中にもいろんな考えの方がいらっしゃるわけでありまして、これは努めて個人の世界観また人生観にかかわる問題であると思っております。そういう意味では、どの党がどういう立場だということは言いにくい問題であると思っております。

11 月 2 日に死刑廃止を推進する議員連盟が総理及び大臣に申し入れをされましたが、そこには衆議院 70 名、参議院 51 名、私も入っておりますが、その議員さんが名を連ねているわけです。要するに死刑を廃止すべきだという見解を表明しているわけでありまして、それだけ衆参で 100 人を超える議員の人が廃止という見解を持っていることに大臣はどういう感想といいますか、所見をお持ちでしょうか。

前田勲男君 ( 法務大臣 )

死刑廃止を推進する議員連盟の先生方から、先日も総理並びに私にも御意見を賜ったところでございます。多数の衆参の議員の先生方の御意見ということでございまして、私も謙虚に耳を傾けなければならないと、これは一義的にまずそう思っております。

そして、死刑制度そのものの存廃ということにつきましては、我が国の刑事司法制度のいわば根幹にかかわる重要な問題であるわけでありまして、国民の世論に十分配慮をしながら、社会

における正義の実現の要請等種々の観点から慎重に検討すべきものであると考えております。過去の行われました世論調査の結果等からいたしまして、国民的な世論というものは、死刑を全面的に廃止するというのは適当でないというような国民的な世論があるということは承知をいたしておるところでございます。

## カ 長尾立子大臣

第136回 平成8年2月27日 参議院法務委員会(26、27頁)

田英夫君(参議院フォーラム)

死刑制度というのは、いわば人間社会にかかわる1つの哲学の問題ではないか。それだけに非常に古くからこの制度についての疑問あるいは論議があったと承知しております。確かに、公権力が公然と人を殺すということは戦争とこの死刑しかないわけでありますから、考えようによっては本当に大変なことを実はお互いに長い間やってきた。過去をさかのぼると、日本でもおよそ1000年ぐらい前に約300年間死刑を執行停止していた時代があると聞いています。

それはともかくとして、実はこの参議院法務委員会というのは大変この問題については1つの歴史を持っているようでありまして、私も新聞記者でそのことを承知しているんですが、昭和31年、1956年にこの参議院法務委員会で、当時の高田なほ子委員長自身が加わって、羽仁五郎あるいは市川房枝さんというような先輩の皆さんが提案者になって議員立法で死刑制度廃止の法案を提出されている。そして、この委員会で極めて真剣な議論があって、2日間にわたって公聴会も行われたということを承知しております。

その中で、参考人として出席をした評論家中島健蔵さんは、国家が公然と合法的に殺人を行うことを許すということは、これは生命の尊厳という点で全く私の考えと相入れない、こういうことを述べておられますし、奈良少年刑務所の所長だった方が、自分の体験から、死刑の判決を受けた人を含めて受刑者は皆性善説をとらなければならない人たちであったということで、刑務所の中で死刑の判決を受けながらも人間としてちゃんと生きていくだけの自覚を持っていた、人間の性は善だと思わざるを得ないということを言っておられます。

こういうことを考えますと、この死刑の制度というのは本当にこのまま放置していいのか。法に規定されているのだから死刑執行を淡々と実行すればいいんだということを言われた過去の法務大臣もおられたわけですけども、それでいいのかと思わざるを得ない。

そこで、まさに担当大臣である長尾法務大臣はこの制度についてどうお考えか、まず承りたいと思います。

長尾立子君(法務大臣)

死刑の問題、今、委員から御指摘がありましたように、いわばその人その人の哲学、人生観、そういうものに基づいた認識が行われるものであろうと思っております。

法務大臣といたしまして、いわば我が国の法秩序の維持、国民の権利の擁護というものを預かる立場になって考えましたときには、それは我々の現在の社会の皆様が、国民の皆様がこの問題についてどのような認識を持っていられるかということにやはり深く思いをいたさなければならぬというふうに考えております。

先生が今御指摘になりましたこと、私も大変興味深く聞かせていただいたところでございます。しかしながら、現在、国民の多くの方は、70%程度の方が死刑の存続ということについて、これを存続すべきであるという御意見と伺っております。そういう段階におきまして、法務大臣が死刑を廃止するというような方向を決定していく、これはできない、このように判断をいたしているところでございます。

## キ 下稲葉耕吉大臣

第 141 回 平成 9 年 11 月 13 日 参議院法務委員会 (18 頁)

照屋寛徳君 ( 社民 )

具体的な死刑の執行をめぐる問題については先ほどさまざまな論議がございました。被害者や遺族に対する配慮、あるいはまた死刑囚に対するさまざまな配慮、あるいはまた刑の執行という大きな目的からの問題等、さまざまあるだろうということは承知するわけではありますが、今、我が国における死刑囚の現状あるいは諸外国における制度の動向等をお伺いしたわけではありますが、それらを踏まえて大臣の死刑制度についての御所見を賜りたいというふうに思っております。

下稲葉耕吉君 ( 法務大臣 )

死刑制度の存廃につきましてはいろいろな意見があるというのは承知いたしております。国民世論の動向を十分見分けなければならないという反面、またやはり法秩序の維持と申しますか社会正義を実現していく、そういうふうな観点からも慎重に検討しなければならない問題だと思えます。

現在のところ、先ほど来お話が出ておりますが、国民の大方は死刑もやむを得ないと考えている方が多いという現実もあるわけでございますし、法務大臣といたしましては、罪責から著しく重大な凶悪事犯を犯した者に対しまして死刑を科することはやむを得ないのではなかろうか、今直ちに全面的に廃止というわけにはいかないのではなかろうか、このように私は思います。

## ク 陣内孝雄大臣

第 145 回 平成 11 年 3 月 23 日 参議院法務委員会 (10 頁)

小川敏夫君 ( 民主 )

法務大臣にお尋ねしますが、法務大臣の職務の 1 つとして死刑執行の指示がございます。これまで法務大臣になられた方で自分の信念に反するからということで死刑執行の指示をなさらない方がおりましたが、法務大臣はその点いかがでございましょうか。

陣内孝雄君 ( 法務大臣 )

申し上げるまでもなく、死刑というのは人の生命を絶つ極めて重大な刑罰でございますから、その執行に対しては特に慎重な態度で臨む必要があると考えております。それと同時に、法治国家でございますので、確定した裁判の執行が厳正に行われなければならないということも言うまでもないことだと思います。

特に、死刑の判決は極めて凶悪かつ重大な罪を犯した者に対し裁判所が慎重な審理を尽くした上で言い渡すものでありますから、法務大臣としては、裁判所の判断を尊重しつつ、法の定めるところに従って慎重かつ厳正に対処していくべきだ、このように考えております。

## ケ 臼井日出男大臣

第 146 回 平成 11 年 11 月 10 日 衆議院法務委員会 (16 頁)

保坂展人君 (社民)

きょうは、法務大臣、就任されて最初の一般質疑ということで、このところ法務委員会の中で一貫して考えてきました死刑の問題に触れて質問をしたいと思います。

大臣、御存じだと思いますけれども、実はこの法務委員会の中で、これは与野党を超えて、自由党、民主党、共産党そして私ども社民党、所属する議員が、政治家個人として死刑の問題を徹底的に考えてみようという議論がかなり熱心に繰り返されてきました。

ところが、死刑の執行というのは、大臣、この 3 年間、国会閉会中なんですね。昨年などは参議院選挙の公示日です。各党とも街頭でマイクを握り、参議院選挙ですから、所属する衆議院議員は応援に立つという日ですよ。死刑の議論などまるで、死刑廃止議員連盟というのはありますけれども、執行に対して、法務省あるいは大臣に対して抗議をするなんということとはとてもできない日取りだった。

まず、このことを踏まえて、やはり国会での議論をきっちり踏まえて法務行政をとり行っていたきたいという点で、法務大臣に伺いたいと思います。

臼井日出男君 (法務大臣)

ただいま死刑に関することをお話をいただいたわけですが、死刑というものは、まさに人の生命を絶つ極めて重大な刑罰でございますから、その執行に際しては慎重な態度で臨む必要があるということは当然のことでございます。

それと同時に、法治国家においては現在そうした法律がある、こうした中で、確定した裁判というものはその執行が厳正に行われなければならない、このように考えております。

この制度についての御議論はいろいろあるかと思っておりますが、それらについては、ひとつ国会においても慎重に御審議をいただきたいと思っております。

## コ 保岡興治大臣

第 149 回 平成 12 年 8 月 9 日 参議院法務委員会 (12 頁)

福島瑞穂君 (社民)

法務大臣の死刑及び代替手段についての見解をお聞かせください。あるいは検討されているのでしょうか。

保岡興治君 (法務大臣)

私としては、死刑制度の存廃についてはいろんな議論が行われており、また極刑である厳粛な刑でございますから、そういう議論が行われることも当然だと存じております。

しかしながら、やはり死刑制度の存廃ということはそれぞれの国において決めるべきことであり、またその中で国民の感情、犯罪情勢、刑事政策というような観点から慎重に検討すべきことであって、私は、我が国における国民世論、あるいは凶悪犯罪が多発していること、国民がそれについて非常に憂慮をして社会の重大な問題になっていることなどを考え合わせると、今ある現行の死刑制度の存在はやむを得ないものと存じております。

## サ 高村正彦大臣

第 151 回 平成 13 年 3 月 22 日 参議院法務委員会 ( 32 頁 )

福島瑞穂君 ( 社民 )

ヨーロッパ評議会の調査団が日本に来日し、法務大臣にお会いをして、東京拘置所への見学を希望し、ただ死刑確定囚の人とは面会ができなかったわけです。

御存じのとおり、EU、ヨーロッパ評議会に加盟をするためには死刑を廃止しなければなりません。ですから、トルコも事実上死刑の執行をやめました。日本はヨーロッパ評議会のオブザーバーです。加盟国でなくオブザーバーだからいいのだということではなく、日本もヨーロッパ評議会のオブザーバーなわけですから、死刑廃止へ向けての議論を始めるとかということは必要ではないかというふうにも思いますが、高村大臣、いかがでしょうか。

高村正彦君 ( 法務大臣 )

そういう状況であるから、日本もオブザーバーであるそういう状況で、EUの共通の制度である死刑廃止、それをするというのは、私はそういうことなのかなとちょっと疑問に思います。

日本は主権国家として日本の中で決めていく問題であると思います。もちろん国際的な潮流がどうだというのは1つの重要な判断ではあると思いますが、EUのオブザーバーとしての地位と関連させて、EU側がだから日本もしなさいよというのは1つ論拠があると思いますが、我々がオブザーバーとしての地位だから、それを主たる理由でどうだという話とはそれはちょっと違うのではないかと。

最近の世論調査を見ましても、やはり死刑はやむを得ないと考えている人が日本国民で圧倒的に多いわけでありまして、最近の犯罪等の状況を見ても、直ちに死刑を廃止する、そういうような状況ではとてもないと私は考えております。

## シ 森山眞弓大臣

第 156 回 平成 15 年 7 月 10 日 参議院法務委員会 ( 6 頁 )

井上哲士君 ( 共産 )

世界を見渡しますと、今、死刑廃止というのが大きな流れになっておりますし、いわゆる先進国で死刑制度を採用しているのは日本とアメリカの幾つかの州と、こういう状況になっておりますし、国際人権規約委員会も、93年、98年に我が国政府あてに死刑の廃止に向けた措置を取ることなども勧告をしているという状況があります。

国際的な人権保障という観点から見ましても、刑法の国際化ということから見ましても、この機にやはり死刑制度自体の見直しが必要ではないかと思うんですが、この点で大臣の御所見をお願いをいたします。

森山眞弓君 ( 法務大臣 )

死刑の問題が国際的な関心を呼んでいるということはよく承知しております。しかし、死刑の存廃につきましては、基本的にはそれぞれの国におきましてそれぞれの事情を踏まえて独自に決定すべき重要な刑事政策の1つであろうと思います。

死刑の存廃は我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でございますから、国民世論に十分配慮しながら、社会における正義の実現等の種々の観点から慎重に検討すべきことだと考えておりますが、我が国では国民世論の多数が、極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えておられて、多数の者に対する殺人とか誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶

たない状況でございますので、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては死刑を科することもやむを得ない、死刑を廃止することは適当ではないというふうに考えております。

## ス 南野知恵子大臣

第 161 回 平成 16 年 11 月 17 日 衆議院法務委員会（1 頁）

川上義博君（自民）

私は実は死刑廃止議員連盟に所属しておりまして、大臣の死刑の廃止についてのお考えをまずちょっとお伺いしたいなと思っております、お答えをいただきたいと思っております。

南野知恵子君（法務大臣）

死刑制度につきましては、いろいろなお考えがあることは承知いたしておりますけれども、死刑の存廃は、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題であると思っております。そのため、国民世論に十分配慮しながら、社会における正義の実現などさまざまな観点から慎重に検討すべき問題と考えております。

そして、国民世論の多数が、極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えておりまして、多数の者に対する殺人、強盗殺人などの凶悪犯罪がまだ後を絶たない、そういう状況にあることなどからかんがみまして、重大な凶悪犯罪を犯した者に対しましては死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当ではないというふうに考えております。

## セ 杉浦正健大臣

第 164 回 平成 18 年 3 月 30 日 参議院法務委員会（7 頁）

前川清成君（民主）

就任時の記者会見で大臣自身はサインをしないと、こういうふうに明言をなさいました。しかしながら、直ちに、その日のうちに個人としての心情を吐露したというふうな弁解をされました。ただ、はっきり、死刑を執行しないのかどうかについては翌日の会見でケースによるんだと、こういうふうにおっしゃっています。

そこで是非、この機会に大臣の真意を明確にさせていただきたいと思っております。結局、大臣在任中、死刑執行はなさらないのか、そうじゃないのか、お願いいたします。

杉浦正健君（法務大臣）

就任時の記者会見のときの私の発言につきましては先生御指摘のとおりでございます、個人の心情を吐露したわけですが、これは法の執行者たる法務大臣としての職務の執行について述べたものではございませんでした。したがって、誤解を与えるおそれがあると思っております、直ちに訂正の方の措置を講じたものでございます。

法務大臣の所信に対する質疑の際にも再三お答え申し上げておりますが、死刑の執行に当たりましては適正適切に対処いたしてまいります。死刑事件はもうそれぞれ個性がございますので、適切に、適正に対処いたしてまいります。

## ソ 長勢甚遠大臣

第 165 回 平成 18 年 10 月 20 日 衆議院法務委員会 ( 9 頁 )

石関貴史君 ( 民主 )

大臣御自身、死刑そのものについて賛成の御意見をお持ちなのか、あるいは反対だという御意見をお持ちなのか、お伺いいたします。

長勢甚遠君 ( 法務大臣 )

死刑制度については、いろいろな御意見があるようでございます。それぞれに論拠のあるところだと思っておりますが、昨今、このようにいろいろな残虐な事件も頻発している中で、被害者のこともあり、国民の中には、今、死刑制度そのものをやめるという意見はそんなに多くはないんじゃないかなと思っておりますし、もちろん、死刑というのは大変、生命を絶つということですから、慎重でなきゃならないのはそのとおりでございますが、今直ちに死刑制度を廃止するというふうな状況にはないのではないかと私は思っております。

## タ 鳩山邦夫大臣

第 168 回 平成 19 年 10 月 24 日 衆議院法務委員会 ( 1、2 頁 )

神崎武法君 ( 公明 )

大臣の死刑制度についての発言についてお伺いをいたしたいと思っております。

ほかの刑は検察官が指揮をいたしますけれども、死刑だけが法務大臣の命令にすることにしたのは、回復不能な刑の執行への慎重さを担保し、制度を成り立たせるために必要であり、再審請求や心身状態を総合的に判断するためである、このように考えられるわけでございます。

ところで、大臣は、9 月 25 日午前、内閣総辞職後の記者会見で、法相が絡まなくても自動的に、客観的に進むような方法を考えたらどうかなどと発言されました。その後、再任を受けて改めて記者会見をして、極刑を執行する重大なことをするわけだから、法相が総合的判断をしないといけないということはわかる、勉強会をしたいと述べられ、現在勉強会を開かれているというふうに承知をいたしております。

大臣のさきの所信表明で、大臣の言わんとすることはおおむね明らかになったと思っておりますけれども、改めて、一連の発言の真意についてお伺いをいたしたいと思っております。

鳩山邦夫君 ( 法務大臣 )

きょうは死刑についての御質問がほかの方からも予定されておりますので、大前提だけお話をちょっとしたいと思うんです。

それは、私は人命を決して軽視しているわけではございません。人命を重く見るからこそ、私は、死刑というものの執行について、今のままでいいのであろうかという率直な疑問を持ちます。

つまり、でき得るならば、人の命を奪うような犯罪がゼロになればいいと痛切に願うわけでございまして、平成 14 年をピークとして犯罪の件数自体は若干減少しているとはいうものの、凶悪犯罪は後を絶たず、決して減らず、人命軽視の風潮はますます広がるばかりで、毎日のように、お子さんが殺された、通りがかりで殺されたというような事件が報道される。

私は、人命を重んじるがゆえに、全く善良な国民の、あるいは小さなお子さんの命が決して奪われないように、そういう世の中をつくりたいという思いから、死刑の問題についても真剣に考えているという点でございます。



もう1つ、前提としてお話をしておきたいことは、保坂展人先生からも、死刑廃止論というのか、死刑執行停止論というのか、世界には130カ国ぐらい死刑を事実上廃止している国がある、そういうようなことでじっくり話し合いをしましょうやというお申し出がありましたので、いつでもじっくり先生の御意見を承りましょうと。

この間も、EUトロイカというんでしょうか、御承知のように、EUは死刑を基本的に廃止している、前議長国と現議長国と次期議長国、代表してポルトガルの大使さんから、じっくり死刑廃止論について説明を受け、日本もどうですかということで、いろいろお話をして、勉強になりました。

そういうことには謙虚に耳を傾けますが、私の人格まで否定する人からの話を聞く必要は全くないと思っておりますけれども、立派な死刑廃止論にはいつでも耳を傾けようと思っております。

ただ、死刑の執行というのは、不可逆的なもので、命を奪うわけでありますから、慎重にも慎重でなければなりません。したがって、恩赦の可能性がどうかという慎重な検討も必要である。今、神崎先生お話しのように、心神喪失状態であれば死刑は執行されない。もちろん、再審請求が出ている場合はそれを検討しますし、再審が開始されるという可能性についても真剣に考えなくちゃいけない。非常上告についても考えなくちゃいけない。ありとあらゆることを考えて、しかも、逮捕から死刑確定までのすべての記録を全部法務省の役人が読んで、これで間違いのないって初めて大臣のところへ上がってくるんだらう、そういうふうにするわけであります。

したがって、粛々に行われることが大切なのでありますけれども、法務大臣の個人的な、あるいは政治家としての姿勢の問題で、どの大臣はどの死刑確定者をいつ執行するんだらう、今度の大臣は何人ぐらいだらうというようなことがやたら話題になる。そのことによって、大臣によって死刑執行のありようが左右されているという状況が、決していいとは思わないわけでありまして、粛々に行われるためには、何かもっといい方法がないだらうか。

少なくとも、刑事訴訟法が要請している、死刑の執行は法務大臣の命令による、しかも、確定から半年以内と。こんなことを言うと多分法務省のお役人は困ると言うでしょうけれども、それが実態に合わなければ、精査するために半年という規定が余りに短過ぎるならば、これを国会にお諮りして、それを若干延ばすというような方法もあるかもしれない。いずれにいたしましても、刑事訴訟法が要請している事態と全く違っているというのがいいことであろうか。

これは、私の兄、民主党の幹事長でございますが、民主党がということは言いません。ただ、私の兄あたりは、どうして、おまえは法の番人でありながら、そういう刑事訴訟法が要求している事態を放置しているんだというふうに二度ほど言われたことがあるわけでありまして。

私は、多少乱暴な物言いをしてしまったので、批判を受けたりはいたしました。例えばインターネットで、鳩山邦夫の死刑執行自動化論に賛否を問うというアンケートが出ておった。私は自動化と、そこまで極端に言っているわけじゃないんですが、言葉じりをとらえれば死刑自動化論、賛成84%、反対13%、わからないが何%か。私は、それを見て、うれしいとは全然思いませんでした。そこまで今の世論が、国民が凶悪犯罪や人の命を奪う犯罪の続出に憂えているんだな、そんなふう思ったわけございまして、今後また、神崎大先輩のお話等を承って、一生懸命勉強してまいります。

## (2) 死刑の執行方法

### ア 絞首刑が採用されている理由

第 168 回 平成 19 年 12 月 7 日 衆議院法務委員会 ( 3 頁 )

水野賢一君 ( 自民 )

死刑の執行の方法、これは刑法 11 条に絞首刑ということが定められているわけですね。死刑の方法として絞首刑が採用されている理由は何でしょうか。

大野恒太郎君 ( 法務省刑事局長 )

死刑の執行が絞首刑のみになりましたのは、明治 13 年 7 月 17 日に公布された刑法、これは明治 13 年の太政官布告第 36 号ということでありますけれども、ここで絞首のみになったということでございます。

そして、死刑の執行の方法が絞首のみになった理由につきましては、古いことでありますので必ずしもその詳細は明らかでございませぬけれども、この刑法の編さん委員の 1 人でありましたボアソナードが、絞首のみにした理由につきましてと申しますか、それまでは、いわゆる斬首というものもあったわけでありますけれども、絞首は斬首に比べれば残忍でないというような趣旨の説明をした記録がございませぬ。

### イ 絞首刑の是非

第 168 回 平成 19 年 10 月 24 日 衆議院法務委員会 ( 20、21 頁 )

保坂展人君 ( 社民 )

絞首刑について一考の余地があるというふうに鳩山大臣はおっしゃっているようですけれども、どうのお考えですか。

鳩山邦夫君 ( 法務大臣 )

あの刑場で、どんと四角いところがあいておっこちていく。絞首刑ということは刑法 11 条に書いてあるわけですから、死刑は絞首をもって行くと。現行法がそうであることは十分認識いたしておりますが、何かもっと安らかという方法が、安らかという表現はどうか、何かないのかなという率直な思いはあります。

ただ、あれは、だんと落ちるから、首の骨が瞬間に折れて意識を失うから、だから残虐ではないという説もあるそうですけれども、まあ残虐ではないですね、あの憲法の。何をもってむごいかどうかということは多少考える余地があるんじゃないかなというのは、私の問題意識としてはあります。ただ、現行法がそう書いてあることも認めております。

## ウ 憲法第 36 条が禁ずる残虐な刑罰

第 168 回 平成 19 年 12 月 7 日 衆議院法務委員会 ( 3 頁 )

水野賢一君 ( 自民 )

人によっては、死刑はもしくは絞首刑は残虐な刑罰なので憲法違反だ、そんなような議論もあったりするわけですが、政府としては、絞首刑は憲法 36 条が禁ずる残虐な刑罰には当たらないというふうに解釈していると思いますけれども、だからこそ、それで執行しているんだと思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

河井克行君 ( 法務副大臣 )

そのとおりでございます。

最高裁判所の昭和 23 年 3 月 12 日の判決で、まず、刑罰としての死刑そのものが、一般に直ちにいわゆる残虐な刑罰に該当するとは考えられないということで、死刑について規定をしております。その上で、昭和 30 年 4 月 6 日の同じく最高裁判所の判決におきまして、現在わが国の採用している絞首方法が他の方法に比して特に人道上残虐であるとする理由は認められない、いわば 2 段論法によりまして、残虐な刑罰、日本国憲法 36 条が禁じているものには当たらないと考えております。

水野賢一君 ( 自民 )

逆に、では執行方法として、憲法の禁ずる残虐な刑罰、残虐な死刑の方法というのは、こういうものは憲法の禁ずるような刑罰だというのはあるのでしょうか。

私は、例えば火あぶりとかかまゆでとか、そういうようなものは憲法の禁ずる残虐な刑罰になるんじゃないかなと直感的には思いますけれども、この辺はいかがでしょうか。

河井克行君 ( 法務副大臣 )

これにつきましても、昭和 23 年 3 月 12 日の最高裁の判例がございまして、一般的には、やはり時代ですとか環境でこの残虐の考え方も変わるわけでありまして、火あぶり、はりつけ、さらし首、かまゆでの刑のごとき残虐な執行方法を定める法律が制定されたとするならば、その法律こそは、まさに憲法第 36 条に違反するものというべきであると指摘されておりますので、石川五右衛門は今ではやってはいけないということでございます。

### (3) 死刑の犯罪抑止効果

第 169 回	平成 20 年 2 月 4 日	質問第 49 号	死刑制度を取り巻く国際的趨勢と死刑制度に対する政府の認識に関する質問主意書
	平成 20 年 2 月 12 日	内閣衆質 169 第 49 号	同答弁書

鈴木宗男君 ( 無所属 )

三 2007 年 10 月 23 日に閣議決定された政府答弁書 ( 内閣衆質 168 第 119 号、以下「政府答弁書」という。 ) では、死刑制度に対する政府の見解として「死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。」と、死刑制度の必要性を述べている。凶悪犯罪の犠牲となった方々の遺族の感

情を配慮しての、また、いわゆる抑止力としての面で、多数の国民世論は死刑制度の存続を支持しているものと考えますが、抑止力としての死刑制度を考える時、果たして死刑制度が真に凶悪犯罪の抑止力たり得ていると政府は認識しているか。

四 三で、政府がそう認識しているのなら、具体的な根拠を示されたい。

答弁書

三及び四について

死刑の犯罪抑止力を科学的、統計的に証明することは困難であるものの、一般に死刑を含む刑罰は犯罪に対する抑止力を有するものと認識されており、また、昭和42年6月から平成元年6月までの間に、3回にわたり実施した総理府世論調査において、「死刑という刑罰をなくしてしまうと悪質な犯罪が増えると思うか、別に増えるとは思わないか」という質問に対し、「増えると思う」という回答が常に過半数を占めていたこと、平成6年9月及び平成11年9月に実施した総理府世論調査並びに平成16年12月に実施した内閣府世論調査においても、「死刑がなくなった場合、凶悪な犯罪が増えるという意見と増えないという意見があるがどのように考えるか」との質問に対し、「増える」と回答したものが過半数を占めていたこと等から、死刑が犯罪に対する抑止力を有することは、広く認識されていると考えられる。さらに、死刑制度の存在が長期的に見た場合の国民の規範意識の維持に有用であることは否定し難く、死刑制度は、凶悪犯罪の抑止のために一定の効果を有しているものと理解している。

#### (4) 未成年者に対する死刑の適用

第123回 平成4年5月15日 衆議院法務委員会(9頁)

高沢寅男君(社会)

今度は少年法の問題にいきますが、これの第20条では「家庭裁判所は、死刑、懲役又は禁錮にあたる罪の事件について、調査の結果、その罪質及び情状に照して刑事処分を相当と認めるときは、決定をもって、これを管轄地方裁判所に対応する検察庁の検察官に送致しなければならない。但し、送致のとき16歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致することはできない。」こういうふうなことが書いてありますが、16歳のことは後でまたお尋ねするとして、16歳から20歳までの少年が送致されるというふうになった場合、例えば死刑とか終身刑とかいうものに該当する非常に重い罪を犯したというふうな場合、裁判の結果そういう少年が死刑の判決、終身刑の判決というようなことを受ける可能性はどうかということですか。

それに関連して、少年法の51条では、18歳未満の者は今度はそういう判決の、要するに緩和を受けるというようなことが書いてあります。それをまた除外すれば、18歳から20歳の間という人たちは、現実に死刑や終身刑の判決を受ける可能性ということにもなってくるのです。そういうことは現実にあり得るといえることかどうか、それをお尋ねします。

濱邦久君(法務省刑事局長)

今委員御指摘の少年法51条には「罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期徒刑を科し、無期徒刑をもって処断すべきときは、10年以上15年以下において、懲役又は禁錮を科する。」というふうに規定しているわけでございます。したがって、犯行時18歳以上の少年につきましては、死刑、無期徒刑を言い渡すことが可能であるわけでございます。また、18歳未満の者にも無期徒刑を言い渡すことは可能な場合があるということでございます。

## (5) 死刑の執行停止

### ア 執行停止及び死刑制度臨調の必要性

第136回 平成8年2月27日 参議院法務委員会(29頁)

田英夫君(参議院フォーラム)

最後に法務大臣に2つの提案をしたいと思います。

1つは、一定期間今後死刑の執行を停止されたらどうか。あの3年4カ月のような状態を再現されて、大臣もしばしば先ほどからお答えになったように、国民の皆さんの間の議論を深めていく、こういうことをやったらどうか。その議論を深めるために、ちょうど脳死臨調と同じような形で、死刑制度臨調とでもいうべきものを法務省も加わって、民間の皆さんが中心になっておやりになる、法務省はそれに協力をしていただく。

一定期間死刑の執行を停止する、死刑制度臨調に協力をする、この2つの点について大臣の御所見を伺って終わりたいと思います。

長尾立子君(法務大臣)

今、先生からは、死刑の執行を一定期間停止し、その間に死刑存続についての臨調というべき審議機関を設けて議論を深めるという2つの御提案がございました。

前段の死刑の執行を一定期間停止するというところでございますが、大変法律的なことだけを申し上げて恐縮でございますけれども、現行法制のもとでは、法務大臣がその判断で裁判所が下されました判決を停止する、いわば事実上裁判の執行、効力を停止するということは法律上は許されないことであるということが1つあると思います。その意味で、この公開の席上で私が停止をするということにつきまして、先生の御提案にそれはまことに適切であるというお答えはできない、このことは御了解をいただきたいと思っております。

第2の、死刑の臨調を設けて広く議論をしてみたらどうかという御意見でございます。

先ほども答弁をさせていただきましたが、死刑問題は、死刑だけではなくて、全体の刑のあり方、例えば死刑がない国におきましては終身刑と申しますか、日本の場合の無期とは違う刑があるように聞いております。そういう全体の体系の中でやはり考えていくべきものであらうと思っ

ているわけでございますが、どのような形でこの問題に取り組んでいくのか、もう少し勉強させていただきます。

### イ 一定期間死刑の執行を停止する必要性

第151回 平成13年6月28日 参議院法務委員会(16、17頁)

福島瑞穂君(社民)

一足飛びに死刑廃止へ行かなくても、例えばモラトリアムということは十分考えられると思いますが、いかがでしょうか。

森山眞弓君(法務大臣)

今モラトリアムとおっしゃいましたけれども、そのようなことをいたしました場合に、死刑確定者に死刑の執行がなされないという期待を一たん持たせながらこれを覆すということになるかもしれないということで、非常に不安定な状況をその当該犯罪者に与えるということにもなり、かえって非人道的な面も出てくるのではないかというふうに思われますので、御指摘のようなモ

ラトリウムというのも適当ではないんじゃないかというふうに思います。

## ウ 執行停止及び恩赦制度の実効化の必要性

第166回 平成19年6月7日 質問第368号 拷問等禁止委員会最終見解のうち、刑事司法・刑事拘禁と入管手続などに関する質問主意書 平成19年6月15日 内閣衆質166第368号 同答弁書
---

保坂展人君（社民）

### 四 死刑制度と死刑確定者の処遇について

（四） 委員会は、死刑執行の即時停止と減刑、恩赦を含む手続的改善を検討すべきことを勧告している。また、委員会は執行までに時間を要している場合に減刑の可能性を確保する法制度を作るべきことを勧告している。

この見解は、死刑判決数のみならずその執行数も増加をみせている日本の死刑堅持政策に対し、真っ向から、その転換を求めた勧告であるといえるが、このような見解をうけて、立法措置等による死刑執行の停止、恩赦制度の実効化を含めた減刑のための制度の改革を含めた制度改正を検討すべきであると考えているがどうか。

答弁書

### 四の（四）について

裁判所は、犯罪事実の認定についてはもとより、被告人に有利な情状についても、慎重な審理を尽くした上で死刑判決を言い渡しているものと承知しており、最終的に確定した裁判について速やかにその実現を図ることが重要であると考えており、御指摘のような制度改正は相当でないと考えている。

## （6） 仮釈放を認めない終身刑の導入の是非

第149回 平成12年8月9日 質問第19号 死刑と無期懲役の格差に関する質問主意書 平成12年10月3日 内閣衆質149第19号 同答弁書
---

保坂展人君（社民）

### 二 終身刑

（1） 公明党は終身刑のプロジェクトチームを発足させ、法務省の上田勇総括政務次官もメンバーと報道されているが、政府は終身刑について、どのように考えるか。

（2） 日本に終身刑が導入された歴史はあるか。終身刑の淵源について、説明されたい。

答弁書

### 二の（1）について

仮釈放を認めない終身刑（以下「終身刑」という。）については、死刑を緩慢に執行するようなものであり、長期間の服役により受刑者の人格が完全に破壊されてしまうなど、死刑よりも残虐であるとの意見もあり、そのような終身刑を創設することについては、慎重な検討が必要であると考えている。

### 二の（2）について

明治6年に制定された改定律例（明治6年太政官布告第206号）において、懲役終身の刑が設けられていたが、この刑が導入された経緯等については、承知していない。

改定律例が制定される以前の状況については、承知していない。

第 165 回 平成 18 年 10 月 20 日 衆議院法務委員会 (11 頁)

石関貴史君 (民主)

この死刑制度というのと同時に、昨年の総選挙でも民主党のマニフェストにありました、重無期刑、仮釈放のない、ずっと刑務所に入ってくださいよ、こういった刑を導入するというのがマニフェストにもうたわれておりました。3年以内というふうに記載をされていたように記憶をしておりますが、この終身刑、いろいろ呼び方はあるようですが、仮釈放がない、1度入ったらもう刑務所から出てこれないといった刑について、死刑制度とこの刑、終身刑ですか、重無期刑、こういったものの導入と現在ある死刑制度、この両方については大臣はどうお考えになりますか。

長勢甚遠君 (法務大臣)

終身刑については、今おっしゃいましたように、仮釈放が許されないということでありますから、一生拘禁されることになるわけで、そうなりますと、受刑者はその人格が完全に否定されるというか破壊されるという非常に非人道的だという考え方もあるわけで、刑事政策上どういふふうにかかるといふのは、非常に大きな問題だと思っております。

諸外国でも、この制度を採用してある国というのは、アメリカがそうでありますけれども、比較的少数でありますし、過去に採用して、また廃止をした国もあるというふうに承知をいたしております。

死刑制度の存廃についての私の考えは先ほど申し上げたとおりであります。終身刑については、今申し上げましたようないろいろな議論もありますので、そういうさまざまな観点から慎重に検討すべきものではないかと思っております。

(7) 無期刑受刑者の仮釈放の要件

第 169 回 平成 20 年 3 月 25 日 参議院法務委員会 (10 頁)

丸山和也君 (自民)

いわゆる無期刑の仮出獄、仮釈放、これの10年という期間の、これは法律でそうなっているんですけども、10年ということが少し短過ぎないかと。あるいは、死刑が無期かと争われる事件がたくさんございます。そして、いろんな弁護士の努力もあって、あるいは裁判官のいろんな事情のしんしゃくの結果、情状も酌量して無期という結果になる場合が往々にして多いんですけども、それと、死刑と10年あるいは10年ちょっとで出てくるというのは余りにも差が大きいと。こちら辺がどうも庶民感覚からするとちょっとずれているんじゃないかとよく私も耳にするのでありますけれども。こういう10年という、最低10年ですね、これの見直しに向けて検討する必要もあるんじゃないかと私は思うんですが、大臣にお聞きもしたいと。

鳩山邦夫君 (法務大臣)

丸山先生おっしゃるとおり、死刑と無期の間が余りに大きいと私も思います。今日も午前中の衆議院の法案審議で出ておりましたけれども、それは終身刑の話でございました。

これ、終身刑の話というのは、しばしば死刑廃止論者が終身刑を設けて死刑をなくせとか、死刑を執行しなければ終身刑になるとかというようなことでしばしば議論をされますが、逆に無期が甘過ぎるという観点から死刑は死刑でやる、無期が甘過ぎるから、無期だと大体出てきちゃう

んじゃないかと、甘過ぎるから終身刑だと、両方の立場から終身刑が唱えられることが多いので、私も勉強していこうと思っておりますけれども、今の先生の御指摘は私どもの感覚と非常に近いと思います。

現実に、平成 15 年から 19 年までに仮釈放を許された無期懲役受刑者 28 人のうち、在所期間が 20 年以内で仮釈放された者は 1 人もいないというので、実質 10 年という法律の規定を 20 年に読み替えて実施しているのではないかなというふうに私なりに考えておりますので、ただいまの先生の御提案は真剣に受け止めたいと思います。

## (8) 死刑制度と裁判員制度との関係

第 169 回 平成 20 年 3 月 25 日 衆議院法務委員会 (14 頁)

細川律夫君 (民主)

これは死刑制度との関係でございますけれども、死刑の言い渡しについて考えますと、職業裁判官でも死刑の言い渡しというのは大変心理的な重圧があるというように聞いております。裁判員制度になってまいりますと、裁判官として訓練を受けていない一般の人が裁判をやりますから、特に死刑というようなことについては大変重圧がかかってくるだろうというふうに思っております。そうしますと、一部には、死刑という制度が存在する限り裁判員制度を施行すべきでないというような意見も意見としてあるわけなんです。

これについて、大臣はどういうお考えですか。

鳩山邦夫君 (法務大臣)

そういう御意見があるということは私も伺ったことがあります。しかしながら、裁判員制度は我が国に死刑という制度があることを前提に設計されてきたわけでございます。しかも、軽い事件でなくて重い事件、つまり死刑を含む重大事件に裁判員制度を導入するというところでございますので、これはそういう意見があることはわかりますけれども、裁判員制度と死刑制度というものは直接結びつけて考えることはいたしておりません。



## 2 死刑の実情

### (1) 死刑確定者の処遇

#### ア 死刑判決確定から執行までの期間の位置付け

第 144 回 平成 10 年 12 月 3 日 参議院法務委員会 (6 頁)

千葉景子君 (民主)

結局その死刑の確定からその執行までの間というのはある意味では行刑ではないわけですね。刑としては死刑の執行ということになりますので、行刑ではない。ある種特殊な一定の期間ということになるわけですが、これはどういう期間ということになるのでしょうか、まずそこをお聞きしたいと思います。確定から執行までの間、これはどういう基本的な考え方に立っているのでしょうか。

松尾邦弘君 (法務省刑事局長)

先生お尋ねのとおり、通常の体系としてのこの刑の執行ということではございません。確定後の死刑の執行するまでの特別な拘置という概念でございます。

千葉景子君 (民主)

そこで、その間を規定している根拠とか基準、そういうものはございますか。

坂井一郎君 (法務省矯正局長)

処遇の問題でございますので私の方から答えさせていただきたいと思いますけれども、監獄法上は死刑確定者につきましては未決拘禁者に準じて扱うという規定がございまして、処遇といたしましては全部が未決拘禁者とは同じではございませんけれども、今申し上げたように刑質に反しない限りは未決拘禁者の規定を準用するという規定がございまして、それを準用して処遇をしていくということでございます。

#### イ 新・刑事収容施設法における処遇の原則

第 164 回 平成 18 年 4 月 14 日 衆議院法務委員会 (13 頁)

保坂展人君 (社民)

心情の安定という言葉が語られて、この言葉によって、面会、交通権を初めとして処遇上の、いわゆる規制が強まった扱いが続いていたと思います。

今回、法案<sup>1</sup>に心情の安定というのがありますが、これは従前の解釈を変えて、むしろ死刑確定者の、死刑に直面する当事者にとっての心情の安定だというふうに説明を聞いたんですが、人間としての尊厳を最大限尊重されるような運用ということなのかどうか。

<sup>1</sup> 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案 (第 164 回国会、閣法第 85 号)

小貫芳信君（法務省矯正局長）

死刑確定者につきましては、刑の執行を待つという特殊な地位でございます。したがって、日常、極めて大きな精神的な動揺とかあるいは苦悩のうちにある、こういうことで、処遇に当たっては、人道的な観点からもその心情の安定にも十分配慮することが求められる、このように考えております。

したがって、心情の安定といえますと、すぐれて個々人の主観にかかわることでございますので、今回の私どもの法案においては、心情の安定は、こちらが主体的な確定者の思いに援助をしていく、こういうことで考えておりました、これを制限根拠規定にしようというような考えはございません。

保坂展人君（社民）

法案 120 条において、再審を支援している者は、重要用務処理者に含まれると解釈していいだろうか、死刑確定者と友人、面会、通信についてはこれまで非常に厳しい規制があったんですが、規律、秩序を害するおそれがない場合は認められていくべきではないだろうか。

小貫芳信君（法務省矯正局長）

法第 120 条 1 項第 2 号の「死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者」にどういう者が含まれるかということについては、事案に応じて個別具体的に判断されるものでございまして、一概には申し上げることはできませんが、死刑確定者の再審請求を支援する、そして死刑確定者から事情を聴取したりする目的で面会しようとする者につきましては、その面会人自身と再審請求のための面会をしなければならない事情が認められる、こういう場合でありますから、この条文に該当し得る、こう考えております。

保坂展人君（社民）

大変、これまでの扱いを変える内容が含まれている法案ですけれども。

もう 1 点、36 条 3 項に、ビデオの鑑賞や宗教講話など共同の活動を一定程度認めるという内容が盛り込まれているのですが、人間らしい生活を実現するために、ビデオの鑑賞や宗教講話に限らず、積極的にこういったことを広げていかれるというふうに解してよろしいでしょうか。

小貫芳信君（法務省矯正局長）

法第 36 条 3 項は、死刑確定者については単独処遇を原則としております。そういうことで、それが原則ではありますが、確定者の心情の安定が得られることに留意するという処遇の原則に照らして有益と認められる場合には、共同の処遇も可能としているところでございます。

したがって、テレビ鑑賞等の活動を共同実施するということもあり得ることでありましょうけれども、ただ、いろいろ不安定な要素もたくさんございますので、個別の個々人の事情をつぶさに見た上で、心情が極めて安定しているか、あるいは対人関係を良好に保つことができるか等々について、よくよく考慮の上、慎重に判断すべきだろう、このように考えているところであります。

## ウ 死刑確定者の表現の自由

第150回 平成12年11月21日 質問第40号 受刑者の処遇に関する質問主意書  
平成13年1月23日 内閣衆質150第40号 同答弁書

保坂展人君（社民）

### 二 受刑者の外部交通について

#### （４） 受刑者の「表現の自由」について

死刑確定囚を含め、受刑者が獄中で制作した文芸作品、サークル活動等で制作した作品を、社会に発表するための投稿や出品活動は、如何にして認められ、保障されているか。

また、施設によっては、管区毎に絵画のコンクールを開催するなどの配慮をしているが、他方では、出展作品は、その著作権と所有権を放棄させられ、制作者の手元には戻ってこないなどの苦情もある。

そこで、かかる施設における展覧会における制作者の知的財産権の保護、及び、出展作品の保管は、如何にしてなされているか、明らかにされたい。

答弁書

#### 二の（４）について

受刑者及び死刑確定者が制作した文芸作品を社会に発表することについては、受刑者の場合には、当該受刑者の教化上の効果、行刑施設の規律秩序の維持及び管理運営に対する支障の有無等を考慮し、個別にその許否を決定しており、また、死刑確定者の場合には、社会一般に不安の念を抱かせるおそれ及び本人の心情の安定を害するおそれの有無、本人の身柄の確保及び行刑施設の管理運営に対する支障の有無等を考慮し、個別にその許否を決定している。

行刑施設又は矯正管区（以下「施設等」という。）が主催するコンクールにおける出品作品の取扱いについては、著作権に係る応募条件を設定する場合にはコンクールの実施に必要な範囲で行うこととするとともに、応募条件等を明記した募集要領の内容を応募者に周知徹底させることとしており、また、出品作品は、審査・展示等に必要期間中は施設等が保管し、これが終了したときには応募者の希望に応じて返却するよう努めることとしている。

第165回 平成18年10月20日 衆議院法務委員会（11頁）

石関貴史君（民主）

死刑囚の処遇についてですが、例えば、最近開催されたようですけれども、死刑囚の方が書いた絵の、いのちの絵画展、こういったものが開催をされたということであります。私、ちょっと伺いたかったんですが、時日がとれませんで、伺えませんでした。「死刑囚の絵画や文芸表現展 獄中の制約の中」というタイトルで報道もされております。

そこで、文芸の表現をするとか絵画をかくとか、こういったものについて、死刑囚に対する制約と、あるいはどこまで許されているのか、そういった部分についての処遇。鉛筆が好き放題使えるのかとか、色鉛筆は、絵の具もどうですよということなのか。絵は外部に持ち出してこのように展示ができるけれども、では俳句はどうなのかとか、あるいは文章はどうなのか。あるいは、コンピューターでそういったものをどこかのホームページに載せる、こういったことは可能なかどうか。こういったことについて、処遇の面からお尋ねをします。

小貫芳信君（法務省矯正局長）

絵画の作成につきましては、使用できる材料に制限はございます。しかしながら、ボールペン、サインペンあるいは鉛筆等々の使用は許されておりますので、これらを使っての絵画作成は、通

常、確定者の間でなされているところでございます。

でき上がった作品について、これを展示会等々に直接送るということは一般的には許されておりませんが、親族等、接見交通、面会等を許されている者を通じてそれが手渡されて、それが外部の展覧につながるということはあると承知しております。いのちの絵画展もそういうことではなかったかなと思っております。

なお、短歌や俳句についても全く同様でございます、親族等、面会等を許される者に対してこれを渡して、これが外部の公衆の目に触れるということはあると思っております。

インターネット、これは死刑確定者については面会できる相手方の制限がございます。現行法は非常に狭うございます。さきの通常国会で審議いただいたいわゆる刑事施設法案ではそれが広げられておまして、来年からは広がった制度のもとに運用される。例えば重要用務の相手方であると心身の安定に資する者であるとか、そういった方々に対しては面会もでき、信書としての交付も可能である、こういうことになるかというふうに考えております。

石関貴史君（民主）

まず、鉛筆等を使ってよろしいということなんですけれども、ちょっと私が見た資料の中では、何々拘置所ではこのようだ、こういった資料を見た記憶がございます。拘置所ごとにそういった処遇が違うのかどうかということ。

それから、今のことに関してはちょっともう1回シンプルに答えていただきたいんですけども、内容については、接見した相手方とかそういうふうな者を通していけばいいんですが、内容の制限、どこかで検閲をしてこれはだめですよ、そこから外に出るときにそういったことがあるのかないのかということをお尋ねしたいと思っております。

小貫芳信君（法務省矯正局長）

まず、施設によって違いがあるのではないかと、こういう御指摘です。以前はそういう違いがあったやに私も報告を受けておりますが、施設のいろいろ組織改編あるいは改善等を踏まえて、それは統一化しようという指示を流しているところでございます。

あともう1点は何でございましたでしょうか……（石関委員「内容」と呼ぶ）内容は、これは信書と同じ取り扱いになりますので、検閲を経るということになります。規律、秩序に反するようなものは出せない、こういう取り扱いになるかというふうに思います。

## エ 独居拘禁の原則を見直す必要性

第166回 平成19年6月7日 質問第368号 拷問等禁止委員会最終見解のうち、刑事司法・刑事拘禁と入管手続などに関する質問主意書 平成19年6月15日 内閣衆質166第368号 同答弁書
---

保坂展人君（社民）

### 四 死刑制度と死刑確定者の処遇について

（一） 委員会は、死刑制度と死刑確定者の処遇については、独居拘禁の原則とこれが時には30年以上も継続していること、処刑の日時について事前の告知がないこと、処刑の日時についての秘密性と恣意性に深刻な懸念を表明し、死刑確定者の処遇については、国際最低基準にのっとった改善を行うよう求めている。

死刑確定者の処遇について、独居拘禁の原則を見直し、刑事被収容者処遇法第36条は改正すべきではないか。また処刑の日時を相当期間前に事前告知すべきであると考えるがどうか。

## 答弁書

### 四の（一）について

刑事施設においては、死刑確定者の身柄を確保するとともに、その者が心情の安定を得られるように留意する必要がある。このため、刑事収容施設法第 36 条は、死刑確定者の処遇は、原則として、昼夜、単独室において行う旨を定めるとともに、死刑確定者が心情の安定を得るため有益と認められる場合には、他の被収容者との接触を許すことも可能である旨を定めているのであり、これを改正する必要はないと考えている。

また、執行の日時を死刑確定者に対し相当期間前に事前に告知する取扱いは、当該死刑確定者の心情の安定を害することが懸念されるとともに、かえって過大な苦痛を与えることにもなりかねないと考えられること等により、適当でないと考えている。

## オ 死刑確定者との面会における立会い

第 168 回 平成 19 年 10 月 30 日 参議院法務委員会（11 頁）

丸山和也君（自民）

私も弁護士を 30 年以上やっておりましたから、いろんな接見をやりまして、多少は体験もしているところから感ずるところがあるんですけども、やはり死刑囚の接見というのは独特のものがありますが、これは、必ず立会人といいますか、刑務官が立ち会うということになっているのか。そこら辺は、現場ですね、あるいは規定上はそうなっているんだけど、例えば弁護人が接見者である場合には立会いを外しているような例もあるのか。例えばその割合とか、そこら辺について、実情をちょっとお聞きしたいと思います。

梶木壽君（法務省矯正局長）

新法の 121 条でございますが、刑事施設の職員に死刑確定者の面会の立会い等を行わせることを原則とすると定めております。それは、死刑確定者は刑の執行に至るまでの間、確実にその身柄を確保することが要請されているとともに、来るべき自己の死を待つという極限的な状況に置かれ、日常極めて大きな精神的動揺と苦悩のうちにあるというようなことにかんがみまして、死刑確定者の心情の安定が得られるように留意をして処遇を実施する上で、その心情等を把握するために職員の立会いを付す必要性が高いという考え方に基づくものであると承知しております。

この原則に対しましてただし書がございます。死刑確定者の訴訟の準備その他の正当な利益の保護のため、その立会い又は録音若しくは録画をさせないことを相当とする事情がある場合において、相当と認めるときには立会い等を行わせないことと定めております。この場合の立会い等の措置の要否というのは個別的な判断でございます。先ほど御指摘もございましたが、様々な面会の中で、再審請求に係る弁護人との無立会面会の事例というのがあると承知しております。新法施行後間もない時期でもございます。各施設で確定者の心情を十分に把握するというのを第一義に考えながら、この個別的な判断に努めているものと承知しております。

## (2) 死刑執行の手續

### ア 刑場の構造

第 142 回 平成 10 年 4 月 28 日 衆議院法務委員会 (19 頁)

保坂展人君 (社民)

それでは法務省に伺いますけれども、死刑を定めた、これは随分さかのぼって、あれですよ、明治 6 年、太政官布告第 65 号ということに基づくようでございますけれども、本当は図を出していただければいいのですが、国会のルールで図が出せないとするならば、口頭で、どういう刑具を定めているのかについてお答えいただきたいと思います。

坂井一郎君 (法務省矯正局長)

この太政官布告は、明治 6 年の 2 月 20 日に出されておりました、まず最初に、死刑の執行の仕方につきまして簡潔に記載がございまして、それに加えて、60 分の 1 の要するに図がついているというものでございまして、これは「日本法規」等でもごらんいただけるものでございます。

基本的に申しますと、本質的にはどういうものかと申しますと、踏み板式といいますが、要するに死刑の執行を受ける人の床があく、それによって死刑の執行を受ける人が落ちて、そのときに、首に縄がかかっているのが、それが天井で固定されていて、自重で死亡に至るという形式でございまして、基本的にはそういう形式のもので、細かいことをこういうふうにしなさいというようなことを書いたのがこの太政官布告 65 号と言われるものでございます。

保坂展人君 (社民)

では、明治 6 年ですか、これは今も全く変わっていないでしょうか。

坂井一郎君 (法務省矯正局長)

この図式と若干は違っておりますけれども、本質的に、先ほど申し上げました踏み板式という、要するに自分の立っているところがあくという形式については基本的に変わっておりません。

### イ 執行の現場

第 142 回 平成 10 年 5 月 13 日 衆議院法務委員会 (2 頁)

保坂展人君 (社民)

死刑については実は大きな関心があるわけですが、その実情というのは非常に大きな、厚いベールにくるまれております。

まず伺いますけれども、死刑の現場に立ち会う、いわゆる死刑の執行の現場に立ち会うのはだれなのか、そして執行するのはどなたなのか、そして実際に執行にかかる時間は平均何分ぐらいなのか、また、死亡をどなたが確認されているのか、基本的なことなんですが、お答えいただきたいと思います。

坂井一郎君 (法務省矯正局長)

死刑の執行に立ち会いますのは、検察官、検察事務官及び矯正施設の長及びその配下にあります矯正施設の職員ということでございまして、これは当然のことだろうと思います。

それで、死刑の執行をだれが行うのかというのも、これも当然でございますけれども、矯正施

設の職員が執行を行っております。

それから、死亡の確認は、これも矯正施設に医師がおりますので、この矯正施設に勤務する医師が死亡の確認をするということになっております。

それから次に、執行の時間でございますけれども、これはなかなか統計がとりにくいというか、そのときに若干違いますけれども、大体 15 分から 20 分ぐらいの見当ではないかというふうに思っております。

第 144 回 平成 10 年 12 月 3 日 参議院法務委員会 ( 8 頁 )

千葉景子君 ( 民主 )

具体的にといってもなかなか難しいところですが、この絞首で行う執行の方法、それによって死亡の確認に至るまで、概略でよろしいですが御説明いただけますか。

坂井一郎君 ( 法務省矯正局長 )

これは何とお呼びしていいかわからないんですけども、この根拠法規というのは、おしかりを受けるかもしれませんけれども、太政官布告という非常に古い法律でやっておりまして、その言葉をとりまして踏み板式開落方式、こういうふうに我々は俗称言っております。要するに、ある踏み板がございまして、執行される人に乗っていただくとかそこに立っていただいて、そしてその首にひもといいますか縄といいますか、それをつけて、そしてその立っているところが開くと。要するに踏み板の上に乗って、その乗っている場所が開くことによって落ちますから、その瞬間に絞首する形になって執行するというのがそのやり方でございます。

## ウ 執行現場における立会い人等

第 144 回 平成 10 年 12 月 3 日 参議院法務委員会 ( 7、8 頁 )

千葉景子君 ( 民主 )

立ち会う方は何名で、どういう方ですか。

坂井一郎君 ( 法務省矯正局長 )

何名ということはこれまた難しい、各施設によっても若干違うところがございますけれども、立ち会う人につきましては、刑事訴訟法 477 条というところで、検察官、検察事務官、刑事施設の長及びその代理者ということでございますので、そういう人たちが立ち会ったということでございます。

千葉景子君 ( 民主 )

教誨師の方なども立ち会われますか。

坂井一郎君 ( 法務省矯正局長 )

本人がそれまでに宗教教誨等を受けておりまして、最後に宗教教誨を受けたいという希望がございましたら、事前に御連絡して宗教教誨を受けていただくことになっております。

千葉景子君 ( 民主 )

その立ち会われる拘置所などの職員の方はどうやって決定をされますか。事前に決められているものなのでしょうか、それともどのような形で指名をされるのでしょうか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

これもまた施設によって若干違いますけれども、当然に立ち会う拘置所の職員というのがございまして、要するに刑の執行は拘置所で行いますものですから拘置所長は当然立ち会いますし、それから保安関係の責任者である管理部長、保安課長、それから従来への処遇の担当をしてきた教育課長というような人は当然に職務上立ち会うことになるわけでございます。

その他の職員につきましては、いろんな基準を設けたりしている場合もあるようですけれども、必ずしもその基準も明確ではなくて、原則的にというか基本的に申し上げますと順点ということです。もっとわかりやすく言えば順番ということです。前にやった人は除くということで、ある種の順番で執行職員を指名する。しかし、いずれにしても、それは最終的には拘置所長、要するに刑の執行をする施設の長の裁量によるということでございます。

## エ 執行を望まない被害者遺族

第 154 回 平成 14 年 4 月 3 日 衆議院法務委員会（8 頁）

山花郁夫君（民主）

最終的に執行命令を出すのは法務大臣ということになるわけですが、こういった被害者の遺族の方のお気持ちというのは、もちろん判決時に裁判所は恐らく考慮したんでしょうけれども、その後、被害者の遺族のお気持ちが変化して、死刑の執行を望まなくなったという事情も執行命令を出すに際しては考慮すべき事情であると考えますけれども、いかがでしょうか。

森山眞弓君（法務大臣）

被害者の遺族が死刑執行を望まないからということで、死刑を執行できないということにはならないというふうに思いますし、遺族の御要望はもちろん死刑執行を判断する上での一つの要素として考慮されることはあり得ると思いますけれども、それだけで最終的な決定を動かすということは、むしろ適当ではないんじゃないかというふうに思います。

いずれにいたしましても、法務大臣といたしましては、法の定めるところに従って、慎重かつ厳正に対処するべきものと考えております。

## オ 執行対象者選定の基準

第 154 回 平成 14 年 4 月 3 日 衆議院法務委員会（16 頁）

大島令子君（社民）

確定死刑囚のだれを処刑するかということについてだれが決めるのか、また、それはどのような基準に基づいているのかお伺いいたします。

古田佑紀君（法務省刑事局長）

委員御案内のとおり、死刑の判決が確定いたしましたときは、その死刑の当該判決の執行をすべき責務があるわけですが、死刑の判決の場合にはその執行までどういう手続を踏むかということをお知らせ申し上げますと、死刑の判決が確定いたしました場合には、関係検察庁から死刑の執行に関する上申がございまして、そして、その場合に、確定記録を取り寄せまして、省内関係部局におきまして判決及び確定記録の内容を精査いたしまして、刑の執行停止をすべき事由、あるいは再審、非常上告の事由、さらには恩赦を相当とする情状の有無、そういうものがないかというふうな点について慎重に検討をした上、こういうふうな事由がないと認められた場合に法務大



臣が死刑の執行命令を発するという手順になっている次第です。

## カ 死刑の執行は法務大臣の命令によるとされている趣旨

第168回 平成19年10月25日 質問第31号 鳩山邦夫法務大臣の死刑執行に関してなされた発言等に関する質問主意書 平成19年11月2日 内閣参質168第31号 同答弁書
---

松野信夫君（民主）

三 刑事訴訟法第475条第1項は「死刑の執行は、法務大臣の命令による。」と規定している。この規定は、死刑の執行は慎重の上にも慎重に行うべきものであるが、最終的には法務大臣の判断を経て実施されるべきものとして、法務大臣を最終的な責任者にしているものである。それだけ法務大臣の責任は重いものであり安易にこれを緩和することはできないと考えるが、政府は同項をどのように理解しているか。政府の見解を示されたい。

答弁書

三について

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第475条第1項において死刑の執行が法務大臣の命令によることとされているのは、死刑がその言渡しを受けた者の生命を絶つ極めて重大な刑罰であり、1度執行されるとこれを回復することができなくなることから、その執行に際して特に慎重な態度で臨む必要があることによると理解している。

## キ 執行命令における法務大臣の裁量の有無

第164回 平成18年2月24日 衆議院法務委員会（14、15頁）
-----------------------------------

石関貴史君（民主）

法務大臣が死刑の執行命令書に署名捺印をする、あるいはしないということにおいては、大臣の裁量というものが許されているのでしょうか。

大林宏君（法務省刑事局長）

それは非常に難しいお答えだと思います。

刑事訴訟法は、「法務大臣が死刑の執行を命じたときは、5日以内にその執行をしなければならぬ。」「裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察庁の検察官がこれを指揮する。」というふうに書いてございます。私どもは、その死刑の執行命令に対して、これに従うという法律になっておりますので、裁量云々ということではないといいますが、非常にちょっとお答えしにくい、私どもは執行を粛々と行うという立場でございます。

石関貴史君（民主）

粛々と行うというのは、決まった手続、法令があるわけですから、これに従って、裁量権はなく、決まったものについては判こを押して実行していくということではないのでしょうか。

大林宏君（法務省刑事局長）

手続関係に触れて恐縮でございますが、死刑判決確定後、私どもの手続といたしましては、関係検察庁の長から死刑執行に関する上申を待つて確定記録を取り寄せ、省内の関係部局をして判

決及び確定記録の内容を十分に精査せしめ、刑の執行停止、再審、非常上告の事由あるいは恩赦を相当とする情状の有無等について慎重に検討し、これらの事由等がないと認めた場合に初めて死刑執行命令を大臣に求めるというシステムになっております。

最終的な命令は大臣にございます。ですから、当然その中において大臣に御報告し、大臣が最終的なその決定をしていただくという、このような手続になっております。ですから、その過程において、その事案が選択されるか、あるいは時期がいつになるかという問題はこれは生じると思います。ですが、委員のように、今の法律のシステムで裁量でできるかできないかという規定はございませんし、今のような手続を経た上、大臣の御判断を待つということであろうかと思えます。

## ク 死刑確定者の拘置期間

第 165 回 平成 18 年 10 月 26 日 参議院法務委員会 ( 2 頁 )

松村龍二君 ( 自民 )

現時点において、死刑確定後、最も拘置期間が長くなっている人は何年ぐらいなのか、法務当局に伺います。昔、帝銀事件ですか、のときに平沢さんが非常に死刑執行されない、確定した後、死刑執行されないという記憶がありますけれども、何年ぐらいになるでしょうか。

小津博司君 ( 法務省刑事局長 )

特定の案件について直接お答えするということは少し差し控えさせていただきたいのですが、拘置期間が 20 年を超えている者が数名いるわけがございます。これらの者につきましては再審請求が何度も出ている等の事情があると、こういうことがございます。

第 168 回 平成 19 年 12 月 7 日 衆議院法務委員会 ( 2 頁 )

水野賢一君 ( 自民 )

死刑判決が確定してから執行されるまでの平均年数というのはどのぐらいでしょうか。

大野恒太郎君 ( 法務省刑事局長 )

死刑が確定してから執行されるまでの平均年数でありますけれども、平成 9 年から平成 18 年までの 10 年間、死刑を執行された者 30 名につきまして調査いたしましたところ、平均期間は約 7 年 11 カ月であります。

水野賢一君 ( 自民 )

そうすると、必ず問題になるのが、刑事訴訟法 475 条 2 項との関係なわけですね。475 条の 2 項にはどう書いてあるかということ、死刑の執行命令というのは、「判決確定の日から 6 箇月以内にこれをしなければならぬ。」というふうに書いてあるわけですね。

それで、6 カ月と書いてあるのになぜ 7 年、8 年かかるのかということはよく議論されるわけなんですけれども、法務省側の答弁というのは、大体今までおっしゃっていたのは、この 475 条の 2 項にはただし書きがあるんだ、ただし書きには、例えば再審の請求とか恩赦の出願とか、そういうようなものがあつたときにはそういう期間をカウントしないから、そういうようなこともあるから 6 カ月というのは超えることもあるというような説明をされることも多かったわけなんです。

確かに、再審請求をするような死刑囚もいるでしょう。しかし、しない死刑囚の方もいるわけ

ですよね。そうすると、このただし書きにあるような再審請求とか恩赦の出願などをしなかった死刑囚の場合、判決確定から執行までの平均年数というのはどのぐらいになるでしょうか。

大野恒太郎君（法務省刑事局長）

再審請求や恩赦の出願などの事由、つまり刑事訴訟法第 475 条第 2 項に規定される事由がない者について、判決確定から執行までの平均期間でございますけれども、先ほどと同様、平成 9 年から平成 18 年までの 10 年間に於いて死刑を執行された者につきまして調査いたしましたところ、この期間は約 4 年 3 カ月でございます。

### (3) 判決確定の日から 6 か月以内の執行の命令義務（刑事訴訟法第 475 条第 2 項）

第168回 平成19年10月25日 質問第31号 鳩山邦夫法務大臣の死刑執行に関してなされた発言等に関する質問主意書 平成19年11月2日 内閣参質168第31号 同答弁書
---

松野信夫君（民主）

六 現実に刑事訴訟法の規定どおりに死刑の執行がなされていないとすれば、むしろ実態に合わせて死刑判決後 6 箇月以内に死刑の執行を命ずる規定については見直しを図るべきであると考え、政府として法改正を検討していないか明らかにされたい。

答弁書

六について

現段階において、刑事訴訟法第475条第2項を改正することは、検討していない。

第 168 回 平成 19 年 10 月 30 日 参議院法務委員会（24、25 頁）
---

松浦大悟君（無所属）

刑事訴訟法 475 条第 2 項は、死刑執行の命令は裁判確定の日から 6 か月以内にしなければならないと規定していますが、実際には平均 7 年以上掛かっています。

これは違法状態ではないということによろしいのでしょうか、再度確認させてください。

大野恒太郎君（法務省刑事局長）

法の規定と開きがあることは、これは明らかでございますけれども、これが例えば国家賠償であるとかあるいは職務上の職責が問題になるというような、そういう意味での違法状態とは直ちに言えないのではないだろうかというように考えております。

松浦大悟君（無所属）

今、違法状態ではないという答弁がありました、大臣は週刊誌のインタビューにおいて、違法状態ですとか法治国家ではないという発言をされております。今もその考えというのは大臣はお変わりないでしょうか。

鳩山邦夫君（法務大臣）

やはり違法に近い状態だという表現は取らざるを得ないでしょうね。だって、法律が要請している状態ではないわけですから。法の期待する状況になってない、違法に近い状態であるということ間違いはないと思います。

ただ、その規定の趣旨からいって、人の命を奪う不可逆的な刑罰でございますので、そこところは違法とまで言い切れるかどうかというのは微妙なところだろうと思っておりますが、だから先ほどから申し上げておりますように、精査するのに半年間で本当にいいのかと、足りないんじゃないのという問題提起もいたしておるわけでございます。

第 168 回 平成 19 年 12 月 7 日 衆議院法務委員会（2 頁）

水野賢一君（自民）

刑事訴訟法 475 条 2 項に 6 カ月とある、そして、再審請求とか恩赦の出願がない場合でも 4 年以上執行にかかっているという御答弁がありましたけれども、そうすると、この 6 カ月以内の執行を定めた規定というのは一体何なんだということになるわけですね。

副大臣、この規定というのは、義務として守らなければいけないような規定というのじゃなくて、単なる訓示規定というか、そういうものなんだというふうに解説書なんかを書いてあるものもありますけれども、これは政府としては単なる訓示規定というふうに解釈していらっしゃるのでしょうか。

河井克行君（法務副大臣）

一般に言いまして訓示規定である、そのように法務省としても考えておりました、例えば、平成 10 年 3 月 20 日の東京地裁判決におきましては、この第 475 条 2 項に反したからといって、すなわち法的拘束力のない訓示規定であると解するのが相当である、そういうふうな判例もございます。

(4) 法務大臣の命令後 5 日以内の執行義務（刑事訴訟法第 476 条）

第 168 回 平成 19 年 12 月 7 日 衆議院法務委員会（2、3 頁）

水野賢一君（自民）

この 476 条は何を定めているかということ、「法務大臣が死刑の執行を命じたときは、5 日以内にその執行をしなければならない。」というふうに書いてあるわけですね。

では、この 5 日以内の執行という方は、こちらの方は例外なく守られているのか、それとも、時々 5 日じゃなくて、署名から 10 日後に執行したとか、そういうことも過去にはあるのか、その点をお伺いしたいと思います。

大野恒太郎君（法務省刑事局長）

ただいまの死刑の執行、大臣の署名から 5 日以内の執行という規定が刑訴法 476 条にあるわけでありまして、この関係につきましては、法の規定に従いまして、死刑は必ずその命令の発出から 5 日以内に執行されております。

水野賢一君（自民）

そうすると、476 条の 5 日以内というのは法の規定が完全に守られていて、475 条 2 項の 6 カ月以内の方は、これは訓示規定で、守らないというか、少なくとも守らない場合は構わないというような、ちょっとその辺、私は非常に矛盾があるんじゃないかと思えます。

では、今刑事局長が答弁された 476 条の方ですね、5 日以内の執行。これは義務だから完全に守っているのか、それとも、これも単なる訓示規定なのか、この辺、副大臣いかがでしょうか。

河井克行君（法務副大臣）

この476条は、「法務大臣が死刑の執行を命じたときは、」と、ちゃんとはっきりと法務大臣の命令であるということが明記されております。その性質上、5日以内の執行をすることは義務規定であり、当然のことだ、そのように考えております。

## (5) 死刑確定者に対する執行の告知

### ア 告知の時期

第144回 平成10年12月3日 参議院法務委員会（7頁）

千葉景子君（民主）

今回、この3名という確定者について、執行についてはその本人にはいつ知らされるんでしょうか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

死刑執行の事実を本人に告知するのは執行当日の朝といたしますか、要するに直前でございます。

千葉景子君（民主）

直前というのはどのぐらいの時間ですか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

何分という時間で申し上げるのはいかがかと思えますけれども、要するに舎房といたしますか部屋に入っておりますので、それから刑場、死刑の執行場まで連れていくその時間のすぐ前ということでございます。要するに、部屋から連れ出すすぐ前ということでございます。

第145回 平成11年3月23日 参議院法務委員会（18頁）

福島瑞穂君（社民）

以前、実際に刑務所の所長さんが書いている御本やいろんなものの中に、家族、母親に対して電報を打つ、あるいは何がしたいかを聞くというように、非常にきめ細やかな対話が行われている事実を私はこの法務委員会で読み上げたことがあります。そのようにうまくいっていたにもかかわらず、なぜ事前通知をやめたのでしょうか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

お尋ねのように、かつてそういうことがあったことは承知しておりますけれども、逆に申しますと、そういうことをしたためにいろんな弊害も出てきて、端的に言いますと死刑囚が死亡するというようなこともございますし、それから現場の感覚からすると、やはり事前に告知することは心理的負担が大き過ぎるということで、むしろそういうことからやめていったというふうに我々は承知しております。

福島瑞穂君（社民）

家族にも知らされず、何の連絡をすることもなく、その日の朝突然連れていかれるわけです。自殺をするんだったら私はそれは仕方ないというふうに本当に思います。検討の余地はないんでしょうか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

先生は仕方がないとおっしゃられますけれども、矯正の立場からするとそれは仕方がないで済む問題ではないと私もは思っておりますし、将来に向かってどうかと言われるとなかなか難しいところがありますけれども、現在のところ、事前に告知するということについては御勘弁いただきたいと思っております。

第 168 回 平成 19 年 10 月 30 日 参議院法務委員会（11、12 頁）

丸山和也君（自民）

私は、できれば、これはもう提案ですけれども、例えば3か月の猶予期間を与えて、その期間内に死刑囚が自ら執行の日を選択できるようなことを考えていただけないかと。これは全く新しい発想でありますけれども、これはなぜかという、自分は刑として死刑の執行を受けるわけがありますけれども、自分の命を法律によって絶たれることに対する最後の自分の尊厳の示し方、これが日時の選択になるんじゃないかと思えます。もちろん、それが選択できない場合はその最終日に執行と、こういう規定でもいいかと思うんですけれども、そういう、自分の死を自分で意味で選択するというようなことが死刑執行制度の中においても実現可能じゃないかと思っておりますが、ここらについて検討していただけるでしょうか。法務大臣、非常に人間的な、博愛精神にあふれた法務大臣の御見解をお聞きしたいと思います。

鳩山邦夫君（法務大臣）

当日告知というのは、心情の安定を害することが、一番懸念が少ないのが当日告知なんだというふうに考えておったんですが、3か月前とか、最後の最後の尊厳として死刑執行日を選ぶなどというお話になりますと、これは非常に衝撃的なことですので、よく考えてみたいと思えます。

## イ 家族に対する執行の告知

第 143 回 平成 10 年 9 月 22 日 参議院法務委員会（25、26 頁）

福島瑞穂君（社民）

死刑のことについてお聞きしたいと思います。

先ほど申し上げた 1993 年 11 月の勧告によりまして、「日本が死刑廃止への措置を講ずること、」というものがあります。この勧告以降、現在まで死刑が執行された人数は 28 名というふうに聞いております。きょうお聞きしたいことは、このコメントの中の「主要な懸念事項」の中で次のようなものがあります。12 項の部分ですが、「当委員会は、特に、面会や通信に対する不当な制限や、家族に対して処刑を通知しないことは、規約と相入れない、と考えるものである。」ということコメントしております。家族は事前に本人が処刑されるということを一切知らされません。

以前は、家族は本人と亡くなる前に会うことができたというふうに聞いておりますけれども、この点についての改善はされているのでしょうか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

家族との面会につきましては、事前には現在も連絡はいたしておりません。

ただし、言うまでもないことですが、執行いたしますと、その後の遺体の引き取り等の関係がありますので、事後的にはもちろん連絡はいたしておりますけれども、事前には

やっております。

福島瑞穂君（社民）

以前には家族に事前に会わせていたということを知っておりますけれども、それは途中で待遇が悪化したのでしょうか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

待遇が悪化したということではなくて、以前というのがいつをお指しになっているのか、戦前のことを言っておられるのかどうか分かりませんが、そうではなくて、やはり我々矯正職員として死刑確定者を処遇するに当たって1番気にするのは確定者の心情の安定ということでございますので、あらかじめ連絡しますと、やはり家族の方から面会の申し出があって本人が死刑執行の日を知るとか、あるいはいろんな抗議行動等があると色々な問題が生じてまいります。そうすると、それが本人の心情の安定を非常に害するという観点から事前には連絡をしないというのが現在の取り扱いでございます。

## ウ 告知後執行までの所要時間

第144回 平成10年12月3日 参議院法務委員会（7頁）

千葉景子君（民主）

告知をされてから実際に刑が執行される、終了するまでどのくらいの時間ですか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

事案によって違いますけれども、普通は1、2時間ということでございます。告知をしてから執行するまでが1、2時間ということでございます。

## エ 告知後の遺書の作成等

第154回 平成14年4月3日 衆議院法務委員会（10頁）

山花郁夫君（民主）

当日の朝いきなり告知されて数時間ということで、ちょっとこれはどうかなと思うんですが、確認をいたしますけれども、こういった遺書が残せているということは、告知後、遺書を書くぐらいの時間は与えられていると理解してよろしいのでしょうか。

横内正明君（法務副大臣）

死刑の執行の当日、確定者本人に告知をした後、希望のある者に対しましては、遺言を聞いたりとあるいは遺書を書かしているというふうに承知しております。

(6) 死刑執行の立会い(刑事訴訟法第477条第1項)

ア 執行の際に立会いが求められる趣旨

第168回 平成19年12月7日 衆議院法務委員会(21頁)

保坂展人君(社民)

東京拘置所の視察において、死刑の執行がされる、まさにきょう行われたわけで非常に生々しいんですけども、カーペットがある上段の部屋、そこでロープを首に巻いて足を縛り、そしてふたが落ちていくということなんです、そこにはカーテンがかかっていたんですね。

これは、刑事訴訟法477条で、検察官、拘置所長、監獄の長らが立ち会うということになっています。カーテンがかかっているなど。それから、下の方も、つまり落ちていく、執行をされていく過程、そしてされてしまった過程をまさに立ち会って見るのかと我々は思っていたわけですね。ところが、現地の説明で、これは全部下も閉めているんです、終わってからおもむろにあげるんです、こういう説明でした。

そうすると、この立ち会いというのは一体何だろうか。参議院でも、これは大野刑事局長が答えています、議論があったと思います。では、立ち会いというのは、目隠しをして耳栓をしてもできるものなのでしょうか。

大野恒太郎君(法務省刑事局長)

立ち会いがなぜ刑事訴訟法477条で求められているかということでありまして、これは、死刑が執行された、死刑執行が実施されたことの確認のための制度的な要件であるというように理解されております。したがって、立ち会いをした検察官は、実際に死刑が執行されたということを確認して、これを最終的には法務大臣に報告するという役割を担っているというふうに理解しております。

保坂展人君(社民)

これは、やはり余り見たくないということに尽きるのではないかと思うんですね。例えば刑事訴訟法の114条で、「公務所内で差押状又は搜索状の執行をするときは、その長又はこれに代るべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。」。立ち会いというのは結構刑事訴訟法にも出てくるんですが、ここに事後的に終わった後顔を出せというような解釈は通常あり得ないことだと私は思うんですね。

そこで、矯正局長に今度お聞きしますが、日本じゅうの拘置所、過去10年間、おっしゃいましたね、死刑執行されてきているわけですけども、すべて東京拘置所のように上も下も、つまり検察官からは何も見えない状態、終わってからカーテンがあく、こういう扱いをされているのでしょうか。

梶木壽君(法務省矯正局長)

執行の基本的な部分については変わりはないわけですが、取り扱いの細部については、それぞれの刑事施設の長の判断によって行っているというふうに承知をしております。



## イ 東京拘置所における立会いの状況

第 168 回 平成 19 年 11 月 29 日 参議院法務委員会 (11 頁)

近藤正道君 (社民)

先日、法務委員会の御配慮で東京拘置所の刑場を視察させていただきました。

(中略)

検察官、拘置所長らが執行に立ち会う、こういう場所が、スペースがありまして、そこから刑場を見るわけですが、私どもが行ったときにはその上層部の方に青いカーテンが張られていたと、しかし下の方にはカーテンはなかったというふうに記憶しておるんですが、衆議院の皆さんの話によると、下の方にも青いカーテンがあったと。そういうことになりますと、上も下もカーテンで覆われていると。そうすると、検察官や拘置所長は立ち会う場から執行の過程は見えないんですね、これ。それに私、気が付きまして、こういうことになりますと、これは、執行の後の状況は分かっても、執行の過程そのものを目撃できないんじゃないか。

そういうことになりますと、刑事訴訟法の 477 条では、執行の場に、死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理人の立会いの上でこれを執行するということになりますが、立会いというのはつまり目視をすること、過程を見ること、まあ秘密の場でありますんで。しかし、ごく一部の公の立場にある人たちがこの過程を全部ちゃんと目撃をして、そして執行始末書を作って法務大臣に報告すると、こういうシステムになっているのに、このカーテンが上も下も全部引かれているということになると、これ全く見えない。これでは立会いしたことにならないんじゃないか。

そこで、お聞きしたいのは、一体いつからどういう理由でこうやってカーテンで見えないようにしているのかということが 1 つと、それと、これは法務大臣にお尋ねするんですが、これは 477 条、あるいはちゃんと立会いの上で始末書を書けという 478 条の趣旨にもとることではないか、反する死刑執行ではないか。私は、やっぱり法律に基づいた事実をしっかりと分かった上で死刑の議論をすべきだと、そういう立場でお聞きをしておりますんで、ひとつ明確にお答えいただきたい、こういうふうに思います。

梶木壽君 (法務省矯正局長)

まず、東京拘置所の取扱いについて御説明をさせていただきます。

委員が御指摘になりましたいわゆる取扱い、ただいまおっしゃった話でございますが、調べてみたところ、具体的にいつからという特定がちょっとできませんでしたが、かなり以前からこのやり方でやっているというふうに承知しております。

その理由でございます。これは、拘置所長が決めておるわけでございますが、一概に申し上げられないものの、執行に当たる職員の心理的な負担の軽減とか、あるいは執行される方の名誉感情、そんなものに配慮をしたというふうに承知をしております。

大野恒太郎君 (法務省刑事局長)

刑事訴訟法との関係につきましてお答えさせていただきますけれども、刑事訴訟法 477 条に死刑の執行の立会いが定められているわけでありましてけれども、その趣旨は、死刑執行の実施の確認をするための制度的な要件であると、こういうふうに考えられております。

したがいまして、カーテンによりまして、被執行者の立った踏み板が開く場面でありましてけれども、その場面そのものが見えなくても、その後、どうも下のカーテンは開かれるというような話はあるようですけれども、死刑被執行者が死亡したことが確認されるということを通じまして死刑執行が実施されたことが確認できるわけでありまして、その意味で立会いということができるのだというふうに考えております。

それから、刑訴 478 条の執行始末書でございますけれども、これも死刑の執行を認証するためのものであるという趣旨でございます。そういったしますと、先ほど申し上げましたように、執行者の立った踏み板の開く場面そのものは見えなくても死刑執行が実施されたことを確認し認証することは十分に可能であり、したがって執行始末書を作成することもできるというふうに考えております。

## ウ 東京拘置所における立会いの状況を改める必要性

第 168 回 平成 19 年 12 月 11 日 参議院法務委員会 (15 頁)

近藤正道君 (社民)

大臣は 7 日の衆議院の法務委員会で、保坂展人委員への答弁でこうっておられます。法に従って死刑を執行するわけですから見届けの人がいるべきだと思いますと、こういうふうにおっしゃっておられます。この間も申し上げましたように、現状の刑場、東京拘置所ではありますが、上も下もカーテンで閉め切られております。執行前と受刑者の死亡のみを確認するというそういう立会いの形なんです、この形は、実務は改めるべきであると、こういうふうにも今ほど御紹介した大臣の答弁は理解すればよろしいのでしょうか。お答えください。

鳩山邦夫君 (法務大臣)

保坂展人先生の質問に対する答えだったかと記憶いたしておりますが、確かにそのように申し上げます。

これは私も視察はさせていただいたわけでございますが、多分立会いの検察官が裏側に回るといふか表に回るといふか、こうぐるっと回ったところで執行になるわけですが、まあ 2 階・1 階といふのか、1 階・地下といふのか、ちょうどそのどんと開く場所の上下ともにカーテンによって閉ざされていると。そうすると全く見えないわけですね。まあ余り明るい話題でないんですけど、落ちる瞬間も見えないわけですね。そういうふうな構造は、私は役所に聞きましたら東京拘置所だけだと。ほかはカーテンで仕切られていないという話も聞いたものですから、やはり立会いということはしっかりとやるべきであって、どなたかがきちんとその瞬間を見るべきだといふふうに私は思います。そういうふうに手を打っていきたいと思います。

## (7) 執行に携わる刑務官の負担等

### ア 執行に携わる刑務官の実情

第 118 回 平成 2 年 6 月 22 日 衆議院決算委員会 (11 頁)

志賀節君 (自民)

死刑執行を行うのは、それならば刑務官と総称されている人と理解してよろしいですか。

今岡一容君 (法務省矯正局長)

刑務官の中で個々の執行の場合に、監獄の長、つまり言えば拘置所長等ですが、その指名によって執行に当たる者を決めております。

志賀節君（自民）

それでは、1回の死刑には、この死刑執行に当たる刑務官は何人必要とするのでしょうか。

今岡一容君（法務省矯正局長）

死刑の執行に当たりましては、死刑の執行を直接担当する職員、それから死刑の執行に伴いまして、関連すると申しますか付随するいろいろな仕事がございます。そういう補助的な作業等がございます。大体1回につき、直接の担当、補助、それぞれ5人以内の範囲で職員を指名しているというのが実情でございます。

志賀節君（自民）

この5人以内の担当官に死刑執行の後に特別な手当が出るのですか出ないのですか、出るとすれば幾ら出るのか、お教えいただきたい。

今岡一容君（法務省矯正局長）

死刑の執行に従事しました職員に対しては、死刑の執行手当が支給されております。その金額は現在1回につき7,200円<sup>2</sup>でございます。

志賀節君（自民）

それは、今言われた補助的な人も均一に7,200円と理解してよろしいでしょうか。

今岡一容君（法務省矯正局長）

そのとおりでございます。

志賀節君（自民）

それでは、死刑が執行されました後の、当然死体がそこに出るわけでありまして、あるいは死体から排せつされた汚物等が想像されるわけでございますが、これらの処置を行う者は、今の死刑執行に当たった者とは別人であるのか同一人であるのか、お教えいただきたい。

今岡一容君（法務省矯正局長）

すべて執行に従事した職員でございます。

## イ 執行に係る職務命令の法的な根拠

第142回 平成10年5月13日 衆議院法務委員会（2頁）

保坂展人君（社民）

刑務官の方が上司から執行に係る職務命令を受ける、どの法律に基づいて受けるのか、法的な根拠をお願いいたします。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

これは、もちろん申すまでもなく矯正職員は国家公務員でございますので、国家公務員法98条第1項に「職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」という条文がございまして、これに基づいて命令をすることということでございます。

<sup>2</sup> 現在は2万円。（人事院規則9 30第10条第2項）

保坂展人君（社民）

国家公務員法でそういう規定があるのはわかっておりますが、死刑の執行というのは国家公務員が数々受ける職務命令の中でも極めて特異な命令だと思います。つまり、思想信条あるいは宗教上の理由、あるいは人生、哲学上のさまざまな理由で極めて抵抗が強い。

これを逆に言うと、今は国家公務員法の98条1項しか法的根拠はないというふうに理解してよろしいですか。特別に定めた細かい規定はないのでしょうか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

もちろん、死刑そのものにつきましては、刑法、刑事訴訟法、監獄法、監獄法施行規則とずっとありますので、それはもちろんそうでございますけれども、要するに、執行するときの命令する根拠は何かといえ、この国家公務員法上の根拠である、こういうことになるかと思えます。

保坂展人君（社民）

つまり、監獄法とか今言われましたけれども、その中に細かく、刑務官が死刑執行の命を受けたときはそれに従わなければならないというような規定があるのでしょうか。

坂井一郎君（法務省矯正局長）

現在の規則の中にはそういうふうな規定はございません。

## ウ 刑務官の精神的負担

第168回 平成19年10月30日 参議院法務委員会（6頁）

松野信夫君（民主）

恐らく、精神的につらいというのはこれは決して大臣だけではなくて、現実に死刑場で、ボタンを押すのかどうするのか、ちょっと私は見たことがないので分かりませんが、現実にその死刑執行に携わる職員、この人だって精神的には非常につらい。自分の目の前で人を殺していくわけですから、これはつらいということになるだろうと思えます。

大臣は、そういうふうに現場で現実に死刑執行のボタンを押している職員の方からのお話を聞いたことありますか。あるいは、現実に刑場辺りごらんになったことありますか。

鳩山邦夫君（法務大臣）

あります。それは東京拘置所に参りまして、正直言って刑場を見ました。みんなで手を合わせて入場し、SPさんには入ってこないように指示があったのを記憶いたしております。何とも言えぬ複雑な気持ちでありました。そして、ボタンが3つありまして、3人がボタンを同時に押し、どのボタンの作動によって下が開いてどおんと絞首刑状態になるか分からないようにしているんです。1人で押せばおれがボタンを押して死に至らしめたと、死刑を執行したことになるけど、3人だと、いや、おれのじゃなくて彼のボタンだったのかなというふうに思えるようにしているという話を聞きまして、なるほど今先生御指摘のとおり、それは判こを押す法務大臣以上に彼らはつらい思いだろうなとつくづく思いました。

## (8) 死刑執行の公表

### ア 執行の日及び人数の公表

第 144 回 平成 10 年 12 月 3 日 参議院法務委員会 ( 6 頁 )

千葉景子君 ( 民主 )

今回、11 月 19 日でしょうか、3 名の死刑確定者の執行が行われたということが公表をされました。法務省からこのような発表がされるということは初めてのことでございます。

今回、執行されたことを発表されるということに至った理由、それはどういうことなのでしょう。これまではたび重ねて、やはりその事実を公表すべきではないか、こういうことも指摘をさせていただいてまいりましたが、なかなかそういうことには至らなかった。今回、執行の事実を公表されるやに至ったその理由というのはどういうところにあるか、お聞かせいただきたいと思います。

松尾邦弘君 ( 法務省刑事局長 )

死刑の執行に関しましては、従来、お尋ねのようにその事実を公表してこなかったわけですが、その理由は何点かございます。

1 点目は、これは理屈の問題といえはそういうことになるかと思うんですが、刑罰権の本来の作用というものでございまして、刑種を問わず、それをいつどういう形で執行したかということについては公表してこない。つまり、刑の執行そのものが刑罰権の作用でございまして、それを超えてその執行の事実を殊さらに公表するのは適当でないという考え方が基本にございます。

そのほか、特に死刑の問題では、その刑の執行を受けた者あるいはその関係者に不利益や精神的な苦痛を与えるということがその刑種の重大性とも相まって相当でないかと。それから、やはり他の死刑確定者の心情の安定を損なう結果を招きかねないというようなことなど、問題がいろいろございましたので公表を差し控えてきたわけですが、この基本的な考え方自体は現在も変わっているわけではございません。

ただ、しかしながら、情報を公開することによりまして刑罰権の行使が適正に行われているということについての国民の理解を得られるという要請も一方であるわけでございます。

そうしたことを考慮いたしまして、公表することによる弊害が少ないと認められます執行の日と、それから執行を受けた人数に限って今回公表するという方向で踏み切ったわけでございます。

### イ 公表対象事実の拡大の必要性

第 168 回 平成 19 年 10 月 30 日 参議院法務委員会 ( 24 頁 )

松浦大悟君 ( 無所属 )

死刑についてよく知らない裁判素人の市民が死刑の実態を踏まえないコミュニケーションを重ねていくのではないかと、大変怖い事態だというふうに思っています。私は、できる限り国民に死刑についての情報公開をすべきであろうというふうに考えます。本人や家族が了解をすれば、被害者遺族やジャーナリストなどの立会いを認めてもいいのではないかと。もし受刑者が望むのであれば、カメラによる撮影も認めてもいいのではないかと。もちろん、いつ、どこで、だれが処刑されたのかを事前に予告することは、まあこれは言うまでもありません。こうした完全情報もたらされて初めて国民は、量刑についての判断ができるのではないのでしょうか。

裁判員制度が始まる前に死刑の完全情報公開をすべきだと思いますが、大臣のお考えを聞かせてください。

鳩山邦夫君（法務大臣）

あなたのおっしゃっていることは基本的に間違っていないと思います。つまり、裁判員裁判というのは、100円盗んだ、500円盗んだという裁判に出てくるわけじゃないわけですから。死刑が刑罰に含まれる事件は100%裁判員裁判でやると。そのときにやっぱり死刑というのを、人を裁いて死刑という量刑をするというのがどういうことであるかということ、やっぱり裁判員の方にできるだけ分かっていただく必要があると。

私は、ちょっと後付けみたいな言い方で良くないかもしれませんが、死刑とか死刑の執行というのはタブーであって法務大臣というのはそのパンドラの箱を開けないものだということを私にささやいた法務官僚はいましたけれども、なら、開けてやろうじゃないかと。やっぱり議論はした方がいいですよ。それは死刑廃止論も聞かなくちゃならないと思って、それはもう覚悟の上で。

で、いろんな議論があって、死刑というのはどういうものかと。その執行が、例えば私も知らなかったのが実はあるんですよ。絞首刑というのは、あれ、刑法の前の方に書いてあるんですね。私も大学で刑法は取ったんだけど、随分前の方に、刑法というのは、死刑は絞首によって行うと書いてある。そういうこともみんなで議論をして、絞首が一番いいのか、ほかにもっといい、安らかな死というのはあるかどうかという議論だっただけでいいと思うんですよ。そのパンドラの箱を開けてどんどん議論する中で、結論はそう簡単に出るかどうかわからない、そういう中で裁判員制度を迎えたいと思うし、あなたが言う、だから死刑の執行についてもできる限り国民に知らしめたらどうだということも有力な意見の1つとして承っております。

## ウ 氏名、執行場所等の公表

第168回 平成19年12月7日 衆議院法務委員会（14～16頁）

細川律夫君（民主）

先週の月曜日、この法務委員会でも、小菅の東京拘置所の方に、これは特に死刑の執行をする刑場について視察をしようということで、委員長ほか委員が視察をしたわけでございます。そのきっかけとなりましたのも、鳩山大臣の方で、死刑執行について、エスカレーター式にしたかどうかとかいろいろ発言がありまして、この委員会でも問題になったということから視察をいたしました。

そこで、今、急に、この委員会が開かれている中で、突然ではありますけれども、きょう死刑の執行がなされたということが、間接的ではありますけれども私の耳に入ったので、ちょっと確認をさせていただきます。

きょう、死刑の執行があったんでしょうか。

鳩山邦夫君（法務大臣）

はい。本日午前9時38分までに、死刑確定者3名の死刑を執行いたしました。本日午前11時15分、死刑確定者3名に対する死刑執行について、法務省から記者発表をいたしました。

先ほど水野先生から御質問をいただいた時点ではまだ記者発表をしておりませんでしたので、申しわけないながら、あのように御答弁をさせていただきました。

と申しますのは、やはりそういう極刑を実行するわけでありますから、その結果を御遺族等に全部連絡がとれませんか記者発表すべきでない、こう思ったものでありますから、私自身は9時

38分までに3名の死刑の執行が終わったことを知っておりまして、あのような答弁しかできなかったことは、国会という国権の最高機関であります。御理解をいただければありがたいと思っております。

そして、記者発表の中で、名前、場所、それから犯罪の内容、判決等<sup>3</sup>を配らせていただいたと思います。

細川律夫君（民主）

国会の委員会で水野委員の方から質問があったわけですから、それに対しては、みずから、大臣の方からきちっと話があるべきだったというふうに私は思います。

そこで、大臣、大臣は死刑執行のことについていろいろ大臣みずから御発言をなさり、そして今法務省の中で勉強会などもしているというふうに聞いております。この委員会でも、その点について今後議論をすべきだということで、委員長ほか死刑の刑場の視察もいたしまして、大変厳粛な気持ちで我々もその刑場を見てまいりました。そういうときに、今大臣が言われたように、きょう3名の死刑が執行されたということについては、私は大変複雑な気持ちでございます。

そこで、きょうの水野議員からの質問でもお話がありましたけれども、死刑の執行があった場合には、その死刑執行された人の名前の公表ということも大臣の方からはお話がありましたけれども、今回の3名についてはいかがされるつもりでございますか。

鳩山邦夫君（法務大臣）

今回の3名については、名前も場所も、基本的な犯罪事実と裁判の経過も、資料として記者発表をさせていただいております。

本日、池本登、府川博樹、藤間静波の3名の死刑を執行いたしました。

細川律夫君（民主）

ここは法務委員会でございますから、記者発表をされたということであるならば、この委員会ではどういふことを、きょうの死刑執行について、大臣の方から直接この委員会にすべてを、ここでお話をいただきたいと思っております。

鳩山邦夫君（法務大臣）

実は、非常に厳粛な気持ちですべて受けとめなければいけないわけでございますが、衆議院の法務委員会ときょうの日が重なってしまったわけです。もし法務委員会がなければ私がみずから記者発表をするということも考えておりましたが、国会との関係で、国会優先でございますので、こちらに参っております。

これを、記者に発表した紙を配らせていただいでよろしいでしょうか。

細川律夫君（民主）

これは、この委員会でも、死刑の執行についてはこれまでも議論もしてきたところでもございますから、単にペーパーを配るというのではなくて、大臣みずからきちっと説明をしていただきたいと思っております。

---

<sup>3</sup> 実際は、判決がなされた裁判所名等の資料は含まれていない。

鳩山邦夫君（法務大臣）

死刑執行いたしました池本登、昭和 7 年 12 月 22 日生まれ。

〔犯罪事実の概要〕

（略）

〔執行場所〕 大阪拘置所

死刑を執行いたしました府川博樹、昭和 46 年<sup>4</sup> 6 月 6 日生まれ。

〔犯罪事実の概要〕

（略）

〔執行場所〕 東京拘置所

3 人目の執行をいたしました人は、藤間静波、昭和 35 年 8 月 21 日生まれ。

〔犯罪事実の概要〕

（略）

〔執行場所〕 東京拘置所

以上 3 件でございます。

第 168 回 平成 19 年 12 月 11 日 参議院法務委員会（2 頁）

今野東君（民主）

なぜ今回、この死刑を執行された人の氏名、犯罪事実、執行場所について公表するということに踏み切ったんでしょうか。

ここに、理由の第 1 に、被害者や国民から情報公開すべきとの要請が高まったということを挙げております。どういうふうな客観的状況があったのか、あるいはどんなふうが高まったのか、私には全く分からないんですが、平成 10 年の 11 月以降、この死刑囚の氏名、犯罪事実、執行場所の公表に関しては、被害者や国民を対象として何らかの調査をされた結果こうした結論に達したのだと思いますけれども、いつ、どのような調査をされたのか、お教え願います。

鳩山邦夫君（法務大臣）

無論、世論調査をしているわけではありません。とりわけ国会において、平成 14 年 4 月 3 日、山花郁夫委員から衆議院の法務委員会で、もっと公開した方がいいという意見をいただいております。それから、平成 17 年 10 月 5 日、松島みどり委員も同様に、だれに対して執行したのかの情報はきちんと法務省が責任を持って公開すべきものであると、こういうふうな発言がっております。国権の最高機関である国会から何回かこういうような御意見が寄せられておると。

それから、被害者関係は、やっぱり被害者遺族の方から、これいつ死刑執行をするのか教えてほしいというような問い合わせがしばしば法務省に寄せられているわけでございます。もちろん事前にお伝えするということはできないわけでございます。マスコミ関係はもうしばしば、もっと公開しろ公開しろと、こういうふうになってきておりました。

それらを総合したということですが、ただ、私は、一般に言う情報公開、情報公開という世界の話そのものとは私は考えていないんです。つまり、一般に言う、例えば、今訴訟が行われていますが、どういうエネルギーをどれくらい使ったのか、それを経産省が資料を持っているんだったら黒塗りにしないで出せという、こういう情報公開の問題とは、やはり人の命や人権にかかわることですから単純に情報公開だけの世界で判断することではないと、こう思っておりますが、ただ、死刑という私としても大変重い決断をしなければできないことで、その前後余り眠れない日々を過ごした、まあ私の個人的な事情ですが、そうしたことを粛々と執行するに当たって、やっぱり、死刑の執行が法に基づいてあるいは正義に基づいて粛々と執行されているということ

<sup>4</sup> 正しくは昭和 40 年。



国民に理解をしていただくためには、場所も名前も基本的な犯罪事実も国民にお知らせした方がいいだろうという判断を、決して勉強会ではまともりませんでした。私が決断をしてその方針を決めました。

ちょっと妙な言い方をするかもしれませんが、例えば物すごい凶悪事件が起こりますね。ヘリコプターが飛んだりして、マスコミが殺到する。犯人が見付かって捕まる。裁判が行われる。その辺までは国民も関心があるから、よく見えていますよね。ところが、死刑が確定すると、あとはもう何かブラックボックスの中に入っていってしまう。だから、あの事件、ああいう事件をやった人間が今日執行されたのかということはやはり関連性を持って国民に理解をしてもらった方がいいのではないかと、そういう判断をいたしました。

### 3 死刑確定者の権利等

#### (1) 義務的上訴制度の必要性

第166回 平成19年6月7日 質問第368号 拷問等禁止委員会最終見解のうち、刑事司法・刑事拘禁と入管手続などに関する質問主意書 平成19年6月15日 内閣衆質166第368号 同答弁書
---

保坂展人君（社民）

#### 四 死刑制度と死刑確定者の処遇について

（三） 委員会は、必要な上訴制度、すなわち死刑判決については被告人の意思に関わりなく上級審が審査をするべき制度を設けるべきことを勧告している。被告人が上訴を取り下げ、十分な司法審査がないままでの死刑判決確定が増加している日本の実情を的確に把握したうえでの勧告であるとする。

このような刑事訴訟法の改正も検討するべきであるとするがどうか。また、過去10年間において、最高裁判所ないしは高等裁判所による決定ないし判決を経ないまま確定した死刑判決数の推移を、確定した審級別に示されたい。

答弁書

#### 四の（三）について

刑事訴訟手続においては、3審制の下で有罪の認定、刑の量定等について上訴が広範に認められ、また、死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており、現に、死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にあること等にかんがみれば、御指摘のような制度を設ける必要はないものと考えている。

また、平成9年から平成18年までの10年間に確定した死刑判決中、高等裁判所の判決又は決定を経ていないものの数は、平成9年0件、平成10年1件、平成11年0件、平成12年2件、平成13年1件、平成14年0件、平成15年から平成17年まで各1件、平成18年2件であり、高等裁判所の判決又は決定を経たが、最高裁判所の判決又は決定を経ていないものの数は、平成9年から平成11年まで0件、平成12年1件、平成13年0件、平成14年から平成16年まで各1件、平成17年0件、平成18年1件である。

#### (2) 再審請求

##### ア 死刑確定者の再審無罪の事例

第120回 平成3年4月4日 参議院予算委員会（21頁）
------------------------------

猪熊重二君（公明）

現憲法施行後現在までの間における死刑囚の再審無罪の件数、人数及びこれらの者の全拘束日数の概要について御説明いただきたい。

井嶋一友君（法務省刑事局長）

憲法施行後、死刑が確定いたしました事件につきまして再審が開始され、その結果無罪判決になりましたものは4例ございます。

第1は、いわゆる免田事件と呼ばれるものでございまして、事件は住居侵入、強盗殺人、同未遂窃盗等の事件でございます。昭和27年1月5日に死刑判決が確定いたしました。昭和54年9月27日に再審開始決定が下されまして、その結果、昭和58年7月30日に無罪判決が確定いたしました。この事件におきます未決勾留日数は2年11カ月17日間、いわゆる刑法に基づきます拘置日数が31年6カ月11日間でございます。

次は、いわゆる財田川事件と呼ばれております強盗殺人事件でございまして、昭和32年2月2日に死刑が確定いたしました。昭和54年6月6日に再審開始決定が下され、その結果、昭和59年3月27日に無罪判決が確定しております。この事件におきます未決勾留日数は6年5カ月29日間、拘置日数は27年1カ月11日間あります。

3つ目は、いわゆる松山事件と呼ばれております強盗殺人及び放火事件でございまして、昭和35年11月24日に死刑判決が確定いたしました。昭和54年12月6日に再審開始決定が下され、その結果、昭和59年7月26日に無罪判決が確定いたしました。この事件における未決勾留日数は4年11カ月10日間でございます。拘置日数は23年7カ月20日間でございます。

4つ目が、いわゆる島田事件と呼ばれる強姦致傷殺人事件でございまして、昭和36年1月28日に死刑判決が確定いたしました。昭和61年5月29日に再審開始決定が下され、平成元年2月15日に無罪判決が確定いたしました。この事件における未決勾留日数は6年7カ月25日間、拘置日数は28年4日間でございます。

## イ 再審請求中の執行の是非

第126回 平成5年4月6日 衆議院法務委員会（22頁）

小森龍邦君（社会）

単に延命のために再審請求をするというような1番極論をもって、再審請求の準備をすればみんな延命策をとれるからというようなことは事実合っていないのですよ。本当に自分はこの犯罪についてはやってない、長らく反省の時間があって、やってないということについて、せめてこれだけでも晴らしたい、こういう人間の切なる願いから再審請求というものは出るものと私は思っているのです。

そうすると、やはり準備をしておるとか、何回か再審請求をされて却下されておるけれどもまたやりそうだとかいうようなのは、私は、そう簡単にこの機会に死刑執行せい、しようということでは、言われた答弁の趣旨と刑事訴訟法自体の法の意思、法意ですね、それをちょっとたがえておるのじゃないですか。どうですか。

濱邦久君（法務省刑事局長）

今の委員のお尋ねにつきましてもう少しお答え申し上げさせていただきたいと思うわけですが、先ほど申し上げましたように、死刑執行のもたらす重大な結果にかんがみまして、死刑執行命令を発するに当たりましては、刑の執行停止事由に当たらないとされているところの再審の請求あるいは恩赦の出願につきましても、それがなされている場合には、その事情について十分参酌することとしていることは、これまで繰り返し申し上げたとおりでございます。

ただ他方、国の司法機関である裁判所が言い渡し、また最終的に確定した裁判につきまして、速やかにその実現を図るといっても刑の執行の任に当たる者の重要な職責であるということも、これまた否定できないところだと思っております。もちろん、先ほど申し上げましたよう

に、死刑の執行停止事由にはなっておりませんが、再審の請求や恩赦の出願等がございましたときに、それがなされている場合にその事情について十分参酌することは、これは当然行い、慎重に執行するかどうかを検討しているというのが実情なわけでございます。

ただ、例えば死刑確定者が再審請求準備中ではなしに再審請求中であつたといたしましても、それが例えば数回目であつて、その理由とするところがおおむね従前の請求理由と同一であつて、当然棄却することを予想せざるを得ないような場合、そういうような場合におきましては執行を命ずることもやむを得ないというふうに考えられるのではないかと思うわけでございます。

第 163 回 平成 17 年 10 月 7 日 衆議院法務委員会 (16、17 頁)

保坂展人君 (社民)

免田事件、財田川事件、島田事件、松山事件の 4 件において、再審請求は何回出されておるのでしょうか。

大林宏君 (法務省刑事局長)

無罪が確定した順に申し上げますと、いわゆる免田事件は 6 回目、いわゆる財田川事件は 2 回目、いわゆる松山事件は 2 回目、いわゆる島田事件は 4 回目となっております。

保坂展人君 (社民)

大臣に最後。今局長の答弁にあつたように、1 回で認められたケースは余りなくて、多いものだと、免田事件だと 6 回請求があつて認められて、長い獄中生活を経て無罪ということで、何度も請求をして、その請求が認められて無罪判決を得ることができたということについてどうお感じになりますか。所感を伺いたい。

南野知恵子君 (法務大臣)

1 つ 1 つの事件にみんなが努力して 1 つの方向性を持っていっているわけございまして、そして、その事件についても今の 4 件のケースが、そういうように個々のケースとして発生しているというその事実は認めますけれども、個々の案件の中身について、それでよかつたとか悪かつたとかということについては、ちょっと私の立場として御報告できないと思います。

保坂展人君 (社民)

個々具体的な事件ではなく、再審請求が何回もあつて、その何回目かに認められたということについてはどうお感じになりますか。

南野知恵子君 (法務大臣)

それはそのときの状況判断ということもございましてしょうけれども、できるだけそういうものが早期に行われればよかつたのではないかな、これは私の感想でございますけれども。

保坂展人君 (社民)

かつて、再審請求中であつて、なおかつ死刑が執行されてしまったというケースはございましたでしょうか。私ども、抗議に行つてその議論をした記憶があるんですが。

大林宏君 (法務省刑事局長)

お尋ねの事例はあると承知しております。

保坂展人君（社民）

法務大臣に伺いたいんですが、先ほど来、同じ理由で同じ事件について死刑が確定した死刑囚が再審請求して、戦後には4件認められたケースがある。そして、再審決定はもう1件、名張の事件で出ました。にもかかわらず、再審請求中であるということは、裁判所がこれについて結論を得るまでの間、死刑執行というのはあってはならないと思いますが、この点についてどう考えていらっしゃいますか。

南野知恵子君（法務大臣）

再審請求、これは、法文上、刑の執行停止事由に当たらないとされておりますけれども、死刑執行命令を発するに当たりましては、死刑の執行のもたらす重大な結果にかんがみまして、再審請求されている事案につきましては十分参酌することといたしております。

### (3) 死刑執行と刑事補償

#### ア 補償金額

第123回 平成4年5月12日 衆議院法務委員会（8頁）

松原脩雄君（社会）

仮に死刑が冤罪で誤っていた、後ほど明らかになった場合、もちろん国家賠償という問題が別途立っておると思うんですね。これと国家補償との関係はどういうふうになっているのか、簡単に御説明願います。

濱邦久君（法務省刑事局長）

この死刑の執行の場合の補償金額がどういうふうにも算定されるかというお尋ねだと思っておりますが、まず1つは、現行の刑事補償法第4条の3項におきまして、先ほどお答え申し上げました死刑の執行による慰謝料に相当する部分が、現行では「2,500万円<sup>5</sup>以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。」というふうにも規定されているわけもございます。さらに、その4条の3項のただし書きで「本人の死亡によって生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に2,500万円<sup>6</sup>を加算した額の範囲内とする。」ということが定められているわけございまして、現行刑事補償法4条3項のただし書きで、本人の死亡によって生じた財産上の損失額がそれに加算されるということになるわけでございます。

さらに、死刑の執行に至るまでの拘束、抑留、拘禁されたことによる損害の補償というのは、今申し上げた事柄とは別に、現行の刑事補償法第4条の1項、2項の規定によりまして、現行は1日1,000円以上9,400円<sup>7</sup>以下の割合による額の補償金が交付されるということに相なるわけでございます。

<sup>5</sup> 現在は3,000万円。（刑事補償法第4条第3項）

<sup>6</sup> 現在は3,000万円。（刑事補償法第4条第3項但書）

<sup>7</sup> 現在は12,500円。（刑事補償法第4条第1項）

## イ 補償金額の算定

第 123 回 平成 4 年 6 月 2 日 参議院法務委員会 (14、15 頁)

千葉景子君 (社会)

今回の改正のもう 1 つに死刑執行の場合の最高額、これの引き上げがされております。従来の 2,500 万円から 3,000 万円ということでこれもかなりのアップを図っていただいたということが言えるのではないかと思います。

ただ、これは実際には本来あってはならないことですので、まずはあらぬことを希望するといえますか、それをまず大前提にするわけですけれども、この補償は従来からもほぼ自賠法と横並びで決められております。

しかし、どうなんでしょうか。死刑執行による苦痛で、それで命を落としてしまうわけですから何とも言いようがありませんけれども、あるいはそれと死へ向かった恐怖などを考えましたときに、単に自動車事故などのようなものと並べて考えるのが本当にいいのかどうか、もう少しこの死刑ということの意味合いを含めてこの額を設定をすべきではなからうかというふうに思います。それだけ命というものが重い、重さがある、それに対しては十分な配慮が必要だという、やはり決意といえますか、そういうことも含めて、この額というのは相当な高額に定められても私は決して不合理ではないし、異論が出ないところではなからうかというふうに思います。

この点については、今回引き上げされたということについては評価しないわけではございませんけれども、もう 1 度抜本的に考えていただくことができませんでしょうか、いかがでしょう。

濱邦久君 (法務省刑事局長)

そもそも死刑の執行に対する補償金額の基本額と申しますのは、これは慰謝料に相当するものと考えられるわけですので。その本来的性質から申しまして、もともとその金額を的確に算定するということはなかなか困難なわけですので。従来から交通事故等による死亡事件の慰謝料額の動向、さらには今御指摘になりました自動車損害賠償保障法 13 条 1 項等に定められております死亡の場合の保険金額等を 1 つの参考として改定されてきたというふうに思うわけですので。

この経過を見ますと、例えば昭和 50 年の改正に際しまして、政府原案としては、死刑執行の場合の慰謝料の上限額を 1,000 万円に引き上げるということで提案がなされたわけですが、自賠法による当時の死亡保険金の上限額が 1,500 万円に引き上げられたことから、死刑執行の場合も 1,500 万円に引き上げるのが相当であるということで修正されたいきさつがあったわけですので。このような経緯から見まして、自賠法の死亡保険金の上限額は死刑執行の場合の補償金引き上げの 1 つの参考となっていると言えるわけですので。今回の改正案の 3,000 万円は、そういう意味では現行の自賠法の死亡保険金の上限額と同額になっているわけですので。

ただ、しかしながらこの自賠法の場合は、これはもう委員十分御承知のとおり、財産的損害と精神的損害の両者を含むものでございます。両者を、死刑執行の場合の補償金額と自賠法の死亡保険金額とを同列に論ずることはもちろんできないものでございまして、両者が同じ額であるということから、この死刑執行の場合の慰謝料の上限額が低過ぎるというふうには必ずしも言えないのではないかとこのように思っているわけですので。

#### (4) 死刑確定者の尊厳

第 169 回 平成 20 年 3 月 25 日 参議院法務委員会 (10、11 頁)

丸山和也君 (自民)

今の死刑の執行を見ていると、法務大臣が署名しなきゃできないんですけども、実際の署名した後、執行のボタンは3つあって、だれが押したのが通じているか分からないということで床が抜けるという形式になっているんですね。これもそろそろ改めるべきだと私は思うんですね。

私が考えるのは、要するに、3か月間、例えば3か月程度の猶予を与えて、その中で本人の希望する日を選択させる。そして、最終はもう3か月末ですね、本人が選ばなければ最終期限とする。それと、その当日、死刑執行が確定した当日は、本人がその死刑執行のボタンを押せる。例えばリモコンとかありますね。(発言する者あり) いやいや、お笑いじゃないんですよ。本人がボタンを押すと。それで、その時間は例えば5分とか猶予を与えますよ。それで、その5分の間に自分でやると。

これは、やはり究極の、本人が自分の死を確定し、自分でそれに関与するという意味ですね。その程度は難しいことじゃないと思うんですね。もちろん、それを押さなかった場合はその3人が時間の最終に押すと、こういうことも考えられるんじゃないかと思います、例えばの話ですけども。

鳩山邦夫君 (法務大臣)

先生おっしゃるとおり、死刑執行される人であれ人間としての尊厳はあるんだと、これもまた、犯した罪と別に人間の尊厳という面は否定できないだろうと思うわけであります。

したがって、日にちを選ぶとか、3か月先を告げるとか、ボタンを本人が押すとか、いろいろと先生の御提案は非常に鋭く胸に刺さってまいりますけれども、ただ、死刑を粛々と執行しなければいけないと思っているときに、やはり先の日にちを言うとか、あるいは死刑囚が日にちを選ぶということになりますと、結局、事前に情報が回って、あしたの死刑反対とか何とか、執行反対とかというようなことになりがちだということを考えますと、なかなかそう簡単に踏み切れないというふうに思っておりまして、そのために事前に知らせないで朝知らせるという方法を取っているわけです。

## 4 死刑制度をめぐる内外の動向

### (1) 世論調査における設問の設定

第149回 平成12年8月9日 参議院法務委員会(12頁)

福島瑞穂君(社民)

世論調査における死刑の設問項目はどんどん変わっております。一番新しいものはこういう設問です。「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。

(ア) どんな場合でも死刑は廃止すべきである (イ) 場合によっては死刑もやむを得ない。」

なぜこういう設問になるのか。死刑は廃止すべき、あるいは死刑は存置すべきならわかります。しかし、死刑廃止の設問は「どんな場合でも死刑は廃止すべき」となっていて、死刑もやむを得ないという言い方は「場合によっては死刑もやむを得ない」と。

私は世論調査の設問項目自身にバイアスがあると考えますが、いかがでしょうか。法務大臣、お願いします。

保岡興治君(法務大臣)

私としては、死刑の存廃論議というものが、あらゆる犯罪についていかなる場合でも死刑を全面的に廃止する、そういう意見があるわけです。そういう究極の御意見についても、しっかりした国民の意識を把握するためには、今申し上げたような設問の設定は決して不適切ではないと存じます。

### (2) 国際的な動向

#### ア 欧州評議会の動き

第151回 平成13年6月29日 質問第135号 検事らの待遇と死刑執行などに関する質問主意書  
平成13年7月17日 内閣衆質151第135号 同答弁書

保坂展人君(社民)

#### 二 死刑の執行について

(1) 欧州評議会は本年6月、オブザーバー国の日本と米国に対し、死刑制度についてどのような決議を行ったか。

(2) 欧州評議会の決議に対して、政府はどのような姿勢で臨むのか。またその理由は何か。

答弁書

二の(1)について

本年6月25日に欧州評議会の議員会議(以下「議員会議」という。)がオブザーバー国である日本とアメリカ合衆国(以下「米国」という。)の死刑制度に関して行った決議内容の主要な点は、次のとおりである。

1 議員会議は、場所のいかんにかかわらず死刑執行を非難し、特に、人権の尊重を約したオブザーバー国における死刑執行について懸念を有している。議員会議は、少年の犯罪者、精神病又は知的遅延を持つ者に対して死刑を執行すること及び死刑判決に対する強制上訴制度を欠いていることを非難する。また、議員会議は、日本及び米国の死刑囚房において精神的な苦痛がこう



進する状況（以下「死刑囚房現象」という。）を懸念する。

2 議員会議は、死刑制度に対する公衆の高い支持のような両オブザーバー国における死刑制度廃止に対する種々の障害を認識するが、これらの障害は欧州の経験が示すように克服することができ、また、克服すべきものである。

3 日本と米国がオブザーバー資格を与えられた時点で、欧州評議会の死刑制度に対する見解は明確ではあったが、すべての欧州諸国において必要な措置が採られていない状況であった。今日、欧州評議会は、死刑の執行を行う国を受け入れない。死刑制度の適用は、人権の最も基本的な生命に対する権利、拷問や非人道的で品位を傷つける取扱いから保護されるべき権利等の侵害である点を踏まえ、議員会議は、日本と米国がオブザーバー資格に関する決議の下での義務に違反していることを認めている。

4 議員会議として、日本と米国に対して次に掲げることを要求する。

遅滞なく死刑執行に関するモラトリアムを実施し、死刑制度廃止に向けた必要な手段を採ること。

死刑囚房現象の軽減（執行にかかわるすべての秘密性及び権利と自由のすべての不必要な制限の終了並びに判決後及び上訴後の司法的見直しへのアクセスの拡大を含む。）を目的として、死刑囚房における条件の改善を図ること。

5 議員会議は、日本及び米国が死刑執行に関するモラトリアムを実施し、死刑制度を廃止することを支援するために、あらゆる措置を採ることを決意する。この目的のために、議員会議は、日本及び米国の議員とのあらゆる形態の対話を促進し、死刑執行に関するモラトリアムの実施と死刑廃止に向けた立法者の努力を支援し、死刑廃止反対論者を情報に基づく討論に関与させていく。

6 議員会議は、死刑制度廃止に関して、欧州評議会と日本及び米国との間の価値の基本的な相違を深く嘆き、両オブザーバー国にその相違を無くすために真剣な努力を行うよう促す。議員会議は、2003年1月1日までにこの決議実施に関して何ら著しい進展が認められない場合に、欧州評議会全体における日本と米国のオブザーバー資格の継続を問題とすることを決定する。

二の（2）について

死刑制度の存廃等の問題については、基本的には、各国において、当該国の国民感情、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討し、独自に決定すべきものと考えている。

政府としては、死刑の存廃は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ず、死刑を廃止することは適当でないと考えている。そして、右に述べたとおり国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えていること、死刑の執行が停止された後にこれが再開された場合に非人道的な結果になりかねないことなどにかんがみると、死刑の執行を停止することも適当でないと考えている。

また、死刑囚房現象への対応について、我が国では、拘置されている死刑確定者等に対しては、その心情の安定が得られるよう種々の配慮に努めているところである。こうした死刑確定者の心情の安定を図りつつその身柄を確保するという収容の目的等にかんがみ、死刑確定者の面会や信書の発受等について一定の制約を設ける取扱いはやむを得ないところであり、これらが不必要な制限であるとは考えていない。また、死刑執行に関する情報の公開については、国家の刑罰権の作用は、本来、刑の執行そのものに限られるのであって、それを超えて、国家機関が刑の執行の事実を殊更に公表することは、刑の執行を受けた者やその関係者に不利益や精神的苦痛を与えること、他の死刑確定者の心情の安定を損なう結果を招きかねないことなどの問題があるが、他方で、情報を公開することにより、刑罰権行使が適正に行われていることについて国民の理解を得るとの要請もあり、可能な範囲で情報を公開する必要があるものと考えられるので、死刑執行後

に執行の事実及び執行を受けた者の人数を公表することとしている。そして、我が国の刑事司法手続においては、捜査段階から被疑者に対して弁護人を選任する権利が保障されている上、死刑事件の公判段階では必ず弁護人が付され、上訴については、法制上、3審制が保障され、さらに、死刑判決確定後も、再審制度が保障されている。

今後も、欧州評議会の様々な活動に協力し、友好関係を保ちつつ、死刑制度をめぐる論議等に関しては、我が国の実情、考え方について理解を得られるよう努力したいと考えている。

## イ 国連の動き

第 166 回 平成 19 年 5 月 25 日 衆議院法務委員会 (24 頁)

保坂展人君 (社民)

この委員会<sup>8</sup>では、確定死刑囚の独居拘禁の原則と処刑について事前の告知がないという状態に懸念を表明して、国際基準にのっとった改善を行え、また、死刑執行のモラトリアム、即時停止と減刑、恩赦を含む手続的改善を検討しろ、あるいは、必要的な上訴制度を設けるべきである、執行までに時間を要している場合には減刑の可能性を確保する法制度をつくるべきなど、具体的な意見を最終見解に付していますが、これに対する見解はどうですか。

梶木壽君 (法務省矯正局長)

我々の方では、この死刑確定者について、身柄の厳格な確保のほかに、心情の安定について特に留意して行っておるつもりでございます。また、近く施行されます新法におきまして、死刑確定者の処遇についても新しいものを取り入れることとしております。(保坂(展)委員「これについてコメントしてください」と呼ぶ)

勧告の中を見ますと、こういった我々の死刑確定者処遇の現状について十分な理解が得られなかったと思われる部分が多々あり、引き続き、この我が国の現状について、委員会の理解を得られるよう説明を尽くしていきたいというふうに考えております。

第 168 回 平成 19 年 12 月 11 日 参議院法務委員会 (14、15 頁)

近藤正道君 (社民)

去る 7 日の夜であります、国連の人権高等弁務官事務所から 1 つの声明が出たと聞いております。この中で、国連人権高等弁務官は、事前に受刑者や家族に死刑の執行が知らされないことは非人道的な刑罰に当たると。そして、今回処刑された中に 75 歳の高齢者が含まれていることについて、高齢者に対する死刑の執行に正当な理由は見当たらないのではないかと。そして 3 つ目に、日本政府にかかる実務の改善ないし死刑執行の停止を求める、こういう中身だというふうに聞いております。

こういった形で日本政府に対して声明が出されるということは異例ではないかというふうに思いますが、外務省、いかがでしょうか。

木寺昌人君 (外務大臣官房審議官)

このような形で我が国の死刑制度に関する国連人権高等弁務官の声明が出された例は近年においてはないと承知しております。

<sup>8</sup> 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第 17 条 1 の規定に基づいて設置された拷問の禁止に関する委員会 (通称：国連拷問等禁止委員会) のことを指している。

近藤正道君（社民）

大臣にお尋ねをいたしますが、こういう異例の声明、どう受け止めておられますか。

鳩山邦夫君（法務大臣）

国連の第3委員会も、死刑のモラトリアムのようなものでしょうか、死刑を執行しないということの決議をしたと。

しかしながら、この死刑という制度を持ち続けていくか維持していくか、あるいは死刑を執行するかどうかというのは国内、内政上の非常に重い課題でございまして、国連とかUNHCHRとかそういうところから意見を言われますと、これはもちろん参考にはいたしますし、聞く耳は十分持っておりますが、そのことによって直ちに判断を変えるということにはならないわけでございます。例えば死刑を執行するかどうかと、これは大変重い決断を私もさせていただいたわけでございますが、それは前後全く夜眠れないという日々を私も過ごしましたよ。

そういう意味でいえば、死刑制度の存廃というのは、その国の世論とか国民感情とか歴史とか、あるいは凶悪犯罪がどれくらいあってどういう趨勢にあるかと、刑事政策全体を総合的に考えて、日本なら日本という国が独自に判断すべきことと思います。

第169回 平成20年2月4日 質問第49号 死刑制度を取り巻く国際的趨勢と死刑制度に対する 政府の認識に関する質問主意書 平成20年2月12日 内閣衆質169第49号 同答弁書
---

鈴木宗男君（無所属）

二 昨年末の国連総会において、死刑廃止を視野に入れた、死刑執行のモラトリアムを求める決議（以下、「決議」という。）が行われたが、「決議」に対して我が国は反対票を投じたと承知する。政府が「決議」に反対した理由を述べられたい。

答弁書

二について

死刑の存廃の問題は、国民世論に十分配慮しつつ、社会における正義の実現等種々の観点から慎重に検討すべき問題であるところ、国民世論の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪については死刑もやむを得ないと考えており、多数の者に対する殺人、誘拐殺人等の凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみると、その罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ないと考えていること等を理由として、第62回国際連合総会において死刑に係る決議が採択されるに当たり、我が国は反対票を投じた。

## ウ 死刑廃止国における刑罰の上限

第154回 平成14年4月11日 参議院法務委員会（8頁）
-------------------------------

千葉景子君（民主）

今、各国で死刑を廃止している国、それから存置をしている国がございます。この廃止をしている国で1番死刑以外で重い刑というのはどういう刑を科しているのでしょうか。

古田佑紀君（法務省刑事局長）

いわゆる死刑廃止国におきます刑罰の上限は、これは各国によって実は様々でございます。したがって、そのすべてを承知しているわけではございませんが、例えばイギリス、ドイツ、

フランス、イタリアについて申し上げますと、一定の期間拘禁を執行した後、仮出獄、仮釈放を許す無期刑を上限としております。それから、刑罰の上限について、仮出獄ができない、を許さない、いわゆる絶対的な終身刑でございますが、これを採用している国としてオランダ等があると承知しております。また、いわゆる無期ではなくて、最高刑が有期であるという国もあり、例えばスペインでは最高刑が30年の懲役というふうになっていると承知しております。

### (3) 外国人に対する死刑執行等

第168回 平成19年12月7日 衆議院法務委員会(3、4頁)

水野賢一君(自民)

死刑に関して、これは政府参考人で結構なんですけど、過去の例の中で、日本で死刑をした中で外国人に対して死刑執行した例などはございますでしょうか。

大野恒太郎君(法務省刑事局長)

これまで、個別の執行に関することにつきましては答弁を差し控えさせていただいております。したがって、外国人に対して死刑を執行したかどうかということについてはお答えを控えさせていただきますけれども、死刑判決を受けて、これが確定した外国人の人数につきましてはお答えできます。

統計をとっておりませんが、最近の10年間で調査したところをお答えいたしますと、そのような外国人は6名おります。

水野賢一君(自民)

逆に、日本人が海外で死刑に処せられた例というのはございますか。

というのは、最近、中国で日本人の死刑判決が確定したというような報道などもございますけれども、こうした例というものの、例えば執行された例というのは過去にございますでしょうか。

谷崎泰明君(外務省領事局長)

これまで外務省が把握している限りにおいてでございますけれども、戦後、外国において、いわゆる軍事法廷等を除きまして、一般の、通常の裁判所において、一般刑法に基づいて実際に死刑が執行された例はございません。